

平成23年第3回美幌町議会定例会会議録

平成23年 3月 8日 開会

平成23年 3月18日 閉会

平成23年 3月10日 第3号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 20 号～議案第 31 号

○出席議員

1 番	岡 本 美代子 君	2 番	横 関 望吉応 君
3 番	平 野 茂 夫 君	4 番	柏 葉 久 子 君
5 番	佐々木 里枝子 君	6 番	松 浦 和 浩 君
7 番	大 江 道 男 君	8 番	坂 田 美栄子 君
9 番	吉 住 博 幸 君	10 番	杉 原 重 美 君
副議長 11 番	大 原 昇 君	12 番	古 舘 繁 夫 君
13 番	橋 本 博 之 君	議長 14 番	小 林 勲 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条の規定による出席説明者

美幌町長 土谷 耕 治 君 監査委員 本多 忠 夫 君

○地方自治法第 121 条の規定による出席受任説明者

副 町 長	染 谷 良 君	総 務 部 長	浅 野 俊 伸 君
民 生 部 長	馬 場 博 美 君	経 済 部 長	平 野 浩 司 君
建 設 水 道 部 長	部 田 貴 好 君	病 院 事 務 長	大 江 勇 司 君
会 計 管 理 者	鈴 木 元 春 君	事 務 連 絡 室 長	糸 屋 定 春 君
総 務 主 幹	高 崎 利 明 君	電 算 主 幹	植 木 恒 則 君
住 民 活 動 主 幹	丸 山 俊 夫 君	政 策 財 務 主 幹	平 井 雄 二 君
契 約 財 産 主 幹	村 田 純 一 君	税 務 主 幹	大 平 幸 雄 君
環 境 生 活 主 幹	石 田 勇 一 君	児 童 支 援 主 幹	佐 藤 和 恵 君
福 祉 主 幹	岩 田 憲 次 君	健 康 推 進 主 幹	佐 藤 修 君
福 祉 施 設 主 幹	高 木 恵 一 君	農 政 主 幹	谷 川 明 弘 君
公 社 主 幹	広 島 学 君	耕 地 林 務 主 幹	伊 成 博 次 君
商 工 観 光 主 幹	戸 井 田 准 一 君	都 市 整 備 主 幹	磯 野 憲 二 君
施 設 管 理 主 幹	門 別 孝 志 君	住 宅 建 築 主 幹	渡 部 敏 行 君
水 道 主 幹	澤 島 雅 俊 君	病 院 総 務 主 幹	大 村 英 則 君
事 務 連 絡 室 次 長	篠 永 幸 男 君	教 育 長	川 崎 俊 郎 君
教 育 部 長	佐 藤 庄 一 君	学 校 教 育 主 幹	藤 原 豪 二 君
学 校 給 食 主 幹	伊 原 薫 君	社 会 教 育 主 幹	小 西 守 君
文 化 ホール 建 設 準 備 主 幹	石 坂 聡 君	ス ポー ツ 振 興 主 幹	田 村 圭 一 君
博 物 館 主 幹	小 林 敬 君	農 委 事 務 局 長	嶋 田 秀 行 君

選管事務局局長 武 田 孝 司 君
監査委員室長

○議会事務局出席者

事務局 長 高 坂 登 貴 雄 君 次 長 荒 井 紀 光 子 君
議事係 長 小 室 保 男 君 庶務係 長 松 尾 まゆみ 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（小林 勲君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成23年第3回美幌町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 勲君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番大原昇さん、12番古舘繁夫さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（小林 勲君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、山内教育委員会委員長、本日以降欠席の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第20号から
議案第31号まで

○議長（小林 勲君） 日程第2 議案第20号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてから議案第31号平成23年度美幌町病院事業会計予算についてまでの12件を議題といたします。

順次、提案者から説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案の177ページをお開きいただきたいと思います。

議案第20号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するというので、記以下につきましては参考資料のほうで御説明申し上げますので、参考資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、改正目的でございますが、道立紋別病院を西紋5市町村が道から移管を受け、新しい病院を運営するため、「広域紋別病院企業団」を設立し、平成23年4月から「広域紋別病院」として運営することとなったことに伴いまして、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更しようとするものでございます。

改正内容につきましては、第3条に規定しています別表第1の「富良野広域連合」の次に「広域紋別病院企業団」を加えるものであります。

根拠法令等につきましては、地方自治法でございます。

施行日につきましては、総務大臣の許可の日でございます。

続きまして、議案の178ページをお開きいただきたいと思います。

議案第21号北海道市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するというので、内容につきましては参考資料のほうで御説明申し上げますので、参考資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

改正目的でございますが、これも道立紋別病院を西紋5市町村が道から移管を受け、新しい病院を運営するため、「広域紋別病院企

業団」を設立し、平成23年4月から「広域紋別病院」として運営することとなったことに伴いまして、北海道市町村総合事務組合規約を変更しようとするものでございます。

改正内容でございますが、第2条に規定する別表第1の支庁名の欄中、オホーツク総合振興局で加入している市町村一部事務組合及び広域連合の数について、現在の「23」を「24」に改めまして、組合を組織する地方公共団体の欄の「網走地区消防組合」の次に「広域紋別病院企業団」を加え、同じく別表第2第9項の「北見地区消防組合」の次に「広域紋別病院企業団」を加えるものでございます。

根拠法令等につきましては、地方自治法でございます。

施行日につきましては、総務大臣の許可の日でございます。

次に、議案の179ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第22号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、内容につきましては参考資料の7ページをお開きいただきたいと思っております。

改正の目的でございますが、職員の時間外支給の取り扱いにつきまして、平成22年度の人事院勧告に準じ、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容であります。職員の時間外支給について、一月に60時間を超える時間外勤務の算定基礎に、日曜日またはこれに相当する日の勤務時間を含めることとなったことから、除外規定の削除を行うものでございます。

このことにつきましては、平成22年3月議会におきまして、労働基準法の改正に伴い、月60時間を超える時間外勤務手当を行った場合の支給割合を100分の125から100分の150に改正したところでござ

います。

この積算基礎につきましては、日曜日またはこれらに相当する日、これは祝祭日等でございますが、勤務時間が除かれておりました。しかし、民間では時間外労働の割増賃金率を引き下げた企業のうち、日曜日またはこれらに相当する日の労働時間を積算の基礎に含めている企業が多く占めているということから、今回、この日曜日またはこれらに相当する日の労働時間を積算基礎に含めることに改正しようとするものでございます。

施行日につきましては、平成23年4月1日からでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 勲君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の180ページをお開き願いたいと思っております。

議案第23号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下につきましては、参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の8ページをお開き願いたいと思っております。

議案第23号関係。

条例名、美幌町国民健康保険条例。

改正の目的につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、美幌町国民健康保険における出産育児一時金の支給額を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、現在、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、暫定的に引き上げられておりました出産育児一時金の支給額4万円につきまして、健康保険法施行令の一部を改正する政令において、平成23年4月から恒久化することに伴い、美幌町国民健康保険条例の附則での規定を削り、本則において支給額を変更しようとするものでございます。

支給額につきましては、現行35万円を3

9万円に改正しようとするものでございます。

参考の1のとおり、出産に当たり、産科医療補償制度に加入している医療機関については、大体の市町村、例えば管内であれば全部の医療機関が加入していることから、実際の出産においては3万円が加算されることとなりますので、現行の38万円から40万円になることとなります。

根拠法令等につきましては健康保険法施行令、施行日につきましては平成23年4月1日であります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 勲君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 続きまして、議案の181ページでございます。

議案第24号平成23年度美幌町一般会計予算について御説明申し上げます。

簿冊の5ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度美幌町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103億2,438万円と定める。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定による債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」で御説明申し上げます。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」で御説明申し上げます。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額

は、25億円と定めるものでございます。

それでは、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為でございます。

債務負担行為は、数年度にわたる債務を負担する契約を結ぶなど将来の財政負担を約束する行為で、平成23年度以降に係る事業等について、その期間及び限度額を設定するものでございます。

まず、一番上段の農業経営基盤強化資金利子補給でございますが、これは、スーパーL資金の利子補給で、本年度は14件を見込み、期間は平成23年度から平成28年度までの6年間で、限度額は166万8,000円であります。

次に、美幌美禽地区経営体質育成基盤整備事業分担金であります。これは、平成23年度から新規に実施いたします美禽地区における暗渠排水、土壌改良、心土破碎、客土等の農業基盤整備事業に係る17.5%の分担金で、期間は平成23年度から事業の完了年度まで、限度額につきましては、土地改良法に基づく負担金額であります。

次の美幌田中地区戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業分担金でございますが、これも同様に、平成23年度から新規に実施いたします瑞治、報徳、田中、日並地区における区画整理、暗渠排水、心土破碎、客土、堆肥等の農業基盤整備に係る20%の分担金で、期間は平成23年度から事業の完了年度まで、限度額は土地改良法に基づく負担金額でございます。

次に、土木積算システム機器借上料でございますが、これは平成19年8月に導入いたしましたシステムの更新で、サーバー1台、端末機4台で、期間は平成23年度から27年度までの5年間で、限度額は289万7,000円でございます。

次に、ミニショベル購入費でございますが、これも平成16年度に購入したミニショベルの更新で、備荒資金組合から購入するものでございます。期間につきましては平成23年

度から27年度までの5年間の償還で、限度額は429万5,000円でございます。

次に、ショベル用ランバーフォーク購入費でございますが、これは、災害時に土嚢や災害用資機材をトラック等に積み込むため、フォークリフトのつめと同様のショベルローダー用のフォークで、これも備荒資金組合から購入するものでございます。期間は平成23年度から27年度までの5年間の償還で、限度額は177万6,000円でございます。

次に、ロータリ除雪機購入費でございますが、これは乗用型の4輪のロータリ除雪車で、平成4年購入の更新でございます。これにつきましても備荒資金組合から購入するもので、期間は平成23年度から29年度までの7年間の償還で、限度額は1,504万3,000円でございます。

次に、手押しロータリ除雪機購入費でございますが、これは平成7年度に購入した手押しロータリ除雪機の更新で、これにつきましても備荒資金組合から購入するものでございます。期間につきましては平成23年度から27年度までの5年間で、限度額は316万8,000円でございます。

次に、乗用草刈機購入費で、これは、平成7年度に購入しました公園の維持管理用草刈り機の更新で、これにつきましても備荒資金組合から購入するものでございます。期間につきましては平成23年度から27年度までの5年間の償還で、限度額は321万6,000円でございます。

次に、スノーモービル購入費で、これは、平成12年度購入いたしましたリリー山スキー場のスノーモービルの更新でございます。これにつきましても備荒資金組合から購入するもので、期間は平成23年度から27年度までの5年間の償還で、限度額は122万7,000円でございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

第3表、地方債でございますが、平成23

年度に実施いたします各事業に要する財源の一部として地方債に求めるものでございます。

まず、水道未普及地域解消事業で、限度額は2,510万円でございます。これにつきましては、水道事業会計が実施いたします豊幌地区の水道未普及地域解消事業について、繰り出し基準に基づき建設改良費の3分の1を一般会計から水道事業会計へ出資する財源としまして地方債を借り入れするものでございまして、地方債名は公営企業債、充当率は100%で、後年度元利償還金の50%が交付税措置されるものでございます。

次に、第Ⅲ期埋立処分場造成事業で、限度額は2億1,110万円でございます。これにつきましては、平成20年度から23年度までの4年間で、防衛の補助により実施しておりますごみ処分場の整備で、今年度は水処理施設の整備及び附帯工事を実施するものでございます。地方債名は一般廃棄物処理事業債で、充当率は、補助分につきましては90%、単独分が75%でございます。

なお、補助分につきましては、後年度、元利償還金の50%が交付税措置されるものでございます。

次に、農業生産基盤整備事業で、限度額は340万円でございます。これは、豊高地区の道営担い手畑総事業の区画整理に係る分と田中地区の戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業の区画整理に係る分でございます。地方債名は一般公共事業債で、充当率は、通常分が50%、財源対策分が40%の合計90%でございます。このうち財源対策分に係る部分について、後年度、元利償還金の50%分が交付税措置されるものでございます。

次に、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業で、限度額は1,210万円でございます。これは、豊高地区の道営担い手畑総事業の暗渠、客土、それと、美禽地区の経営体育成基盤整備事業の暗渠、客土、さらに、田中地区の戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業の暗渠、客土、除れき等の実施に伴うパ

ワーアップ分に係る分で、地方債名は北海道振興基金でございます。充当率につきましては75%、交付税措置はございません。

次に、埋蔵文化財発掘調査事業でございますが、限度額は280万円でございます。これは、田中地区の道営担い手畑総事業の試掘調査及び高野3遺跡の調査を実施するもので、地方債名は北海道振興基金で、充当率は75%でございます。交付税措置はございません。

次に、(仮称)文化ホール整備事業で、限度額は5,000万円でございます。これは、町民会館の第1ホールを解体し、新たに芸術・文化活動の拠点となるホールを整備するもので、鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建てでございます。地方債名は一般単独事業債で、交付税措置はございません。

最後になりますが、臨時財政対策債で、限度額は4億3,640万円でございます。これは、交付税制度の見直しによりまして、交付税の不足分の一部を地方自治体の地方債に振りかえられたもので、充当率は100%でございます。後年度に、この元利償還金の100%が交付税措置されるものでございます。

以上、本年度の借り入れいたします地方債の総額は、7億4,090万円を予定して計上いたしてございます。

それでは、次に、73ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございます。

まず、議会費で、総額は6,810万6,000円で、議会運営に係る経費の計上でございます。今年度につきましては、期末手当支給割合の見直し等によりまして、前年度より461万2,000円の減となっております。

次に、75ページをお開きいただきたいと思っております。

総務費で、総額3億7,033万円でございます。一番上の一般事務費の上から5行目になります。臨時職員賃金210万2,00

0円でございますが、パートの電話交換手2名の賃金と新規採用職員の見習い賃金3名、15日分を計上いたしてございます。

そのほかにつきましては、昨年と大きく変わりございません。

次に、77ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上の庁用備品の84万円でございますが、これにつきましては、庁舎2階のファクス及び紙折機を更新するものでございます。

次に、広報広聴費の機械器具24万円でございます。これにつきましては、広報用デジタルカメラ及びフラッシュ等の備品の更新でございます。

次に、79ページをお開きいただきたいと思っております。

上から2段目になります。財産管理費の庁舎管理事業費の下から4行目になります。庁用備品65万8,000円でございますが、これにつきましては、税務グループ及び水道グループの窓口のカウンターを低いローカウンターに交換する分と、町民の部屋のいすの更新でございます。

次に、81ページをお開きいただきたいと思っております。

上の段の中ほどに車両93万4,000円とございます。これにつきましては、現在の公用車の台数不足によりまして、軽の公用車1台分を増車するものでございます。

その下の欄の下から3行目、賠償金190万円でございますが、これにつきましては、町有財産の管理に起因する損害賠償金として100万円、もう一つ、公用車の事故対応によります損害賠償金として90万円を計上させていただきます。

その下の償還金利子及び割引料108万3,000円につきましては、昨年導入いたしました多目的使用のワゴン車購入に係る備荒資金組合への償還金でございます。

次の一般事務費の中の一番最後になります積立金54万5,000円につきましては、ふるさとづくり基金の利子等の積み立てで

ざいます。

その段の一番下になります。4、国内外交流事業費の各種研修等報償46万6,000円でございますが、これにつきましては、ケンブリッジ交換留学生の高校生2名の派遣及び2名の受け入れに対する報償でございます。

次に、83ページをお開きいただきたいと思えます。

一番上の段の生活バス路線維持事業費の補助金、生活バス路線運行維持費補助金1,184万円でございます。これにつきましては、生活バス路線の維持確保のため、北見バス、網走バス、阿寒バスへの助成でございますが、昨年までは実績確定した段階において補正をさせていただいておりましたが、今年度は昨年度の実績を見込みまして当初予算に計上させていただいたところでございます。

次の欄の会館管理運営事業費の3段目、嘱託職員賃金511万3,000円でございますが、町民会館館長を嘱託職員としたことによりまして、昨年度より264万6,000円の増となっております。

その中ほどに業務委託の耐震診断委託料343万6,000円とございます。これにつきましては、町民会館は昭和44年に開設され、老朽化が進み、災害時の避難収容施設にもなっていることから、安心して安全な公共施設として施設の長寿命化を図るため、耐震診断を実施しまして、改修計画を検討するものでございます。

次に、85ページをお開きいただきたいと思えます。

一番上の段の下になります。交通安全対策推進事業費の積立金6万3,000円でございますが、これにつきましては、交通安全推進基金の利子の積立金でございます。

次の欄の住民活動推進事業費の上から4行目、修繕料118万1,000円の計上でございますが、これにつきましては、仲町集会室の玄関スロープの改修、それと旭集会室の床張りかえ、地域集会室の修繕料等ござい

ます。

五つ飛びまして、負担金の手作り出店実行委員会負担金180万円の計上でございます。これにつきましては、ふるさとまつりの負担金ということでございますが、新年度は20回目を迎えることから、ふるさとまつりのイベントとして、大道芸を予定しております。さらに、スタッフ等のアルバイトの増員によりまして、昨年度より60万円ほど増となっております。

次に、87ページをお開きいただきたいと思えます。

上から2段目の財政調整等基金積立金、積立金655万2,000円でございますが、財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金、3基金の利子の積立金でございます。

その下の電算管理事業費の一番下になります。電算機器借上料3,013万2,000円の計上でございますが、これにつきましては、本町の電算システムについて、昨年11月にオフコンタイプからパソコンタイプへ更新したことにより、新年度は一年間のリース料ということで、昨年度より367万7,000円の増となっております。

次に、89ページをお開きいただきたいと思えます。

上の段の3、過年度税等還付金、償還金利子及び割引料の800万円でございますが、これは、法人町民税の中間納付に係る還付金を初め各種税目の過年度の還付金及び加算金で、前年度の実績から、昨年度より200万円多い800万円を計上させていただいたところでございます。

次の段の一般事務費の中ほどでございます。固定資産路線価評価業務委託料の827万4,000円でございます。これにつきましては、平成24年度固定資産税評価替えに伴う市街地の路線価評価を実施するものでございます。

その下の電子申告ASPサービス初期導入委託料113万4,000円でございます。これにつきましては、平成24年1月から給

与支払報告書、法人町民税の申告、償却資産の申告、町民税の特別徴収の異動届について、地方電子化協議会が運営する地方税ネットワーク、通称e L T A Xと申しますが、これによる電子申請が開始されることになりまして、その審査システムの設定及び導入試験作業等に係る委託分でございます。

次に、91ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から2段目になります。

1、戸籍・住民基本台帳事務費の6行目になります。業務等委託料、戸籍システム電算化データセットアップ委託料1,380万8,000円でございますが、これは、戸籍の電算システム導入時に、データ入力に要した委託料について、5年分割により支出するもので、今年度は最終年となるものでございます。

その段の2、住民基本台帳ネットワークシステム導入事業費の一番下になります。庁用備品55万7,000円でございます。これにつきましては、平成17年度に導入しました公的個人認証システムの更新で、端末1台、プリンター1台、電子証明書のI Cカードへの書き込みを行うカードリーダーライター1台、それと、電子証明書発行の際に申請書の鍵ペアを生成し、I Cカードに格納する鍵ペア生成装置1台を導入するものでございます。

次に、93ページをお開きいただきたいと思ひます。

下の段になります。知事及び道議会議員選挙費388万5,000円の計上でございますが、これにつきましては、本年4月10日執行の知事及び道議会議員の選挙に要する経費の計上でございます。

次に、95ページをお開きいただきたいと思ひます。

一番上の町長及び町議会議員選挙費818万円でございます。これにつきましては、本年4月24日に執行いたします町長及び町議会議員の皆様の選挙に要する経費の計上でご

ざいます。

一番下の段の統計調査事業費168万1,000円でございますが、新年度の統計調査事業は、経済センサス統計、学校基本調査と、町単独で実施します農業基本調査の計3本の統計調査に要する経費の計上でございます。

次に、97ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から2段目になります。地籍調査事業費の3段目、業務等委託料の地籍調査事業委託料1,595万円の計上でございますが、これにつきましては、地籍の電算化を図るため、平成23年度から平成25年度までの3年間で地籍の座標及びその他数値等のデータを入力する委託料でございます。

次に、99ページをお開きいただきたいと思ひます。

民生費でございます。総額は19億9,262万7,000円でございます。

一般事務費の機械器具278万3,000円につきましては、平成21年度より5カ年計画で、高齢者住宅の間口の除雪を行っていただくため、小型除雪機を合計21台導入し、各自治会のたすけあいチームへ貸与するもので、今年度は5台を導入するものでございます。

三つ飛びまして、補助金のうち社会福祉協議会補助金2,247万3,000円の計上でございます。これにつきましては、昨年度までボランティアセンターの運営補助について別枠で助成してございましたが、同じ社会福祉協議会へ補助することから、新年度より一本化を図ったため、昨年度より250万円ほど増となっております。

三つ飛びまして、積立金175万9,000円でございますが、福祉基金の利子の積み立てでございます。

その欄の一番下になります。3、他会計負担事業費、繰出金、国民健康保険特別会計繰出金1億8,186万8,000円でございますが、これにつきましては、国保基盤安定支

援分として1億1,384万9,000円、事務費負担分として2,474万円、出産一時金として1,093万4,000円、財政安定化支援分として3,234万5,000円について一般会計から繰り出すものでございます。

次に、101ページをお開きいただきたいと思ひます。

2段目の欄になります。高齢者福祉費の一般事務費の各種委員会報償22万5,000円につきましては、平成24年度から26年度までの第5期高齢者保健福祉計画策定のための委員18名の方々への報償で、5回分を計上させていただきます。

その三つ下、業務等委託料の介護人材雇用創出事業委託料515万3,000円でございます。これにつきましては、国の緊急雇用創出推進事業によりまして、町内の介護老人福祉施設での実習研修を通してホームヘルパー2級の資格を取得させ、介護職員の増員を図るため、6カ月間、4名の雇用を委託するものでございます。

次に、103ページをお開きいただきたいと思ひます。

一番上の機械器具107万9,000円でございますが、これは、緊急通報装置15台及びリズムセンサー15個分の計上でございます。

二つ飛びまして、扶助費の住宅改修費助成135万円の計上でございます。これにつきましては、介護認定対象外の高齢者や身障者で、手すりや段差解消等の住宅改修に対する助成で、限度額は工事費の上限が10万円で、その9割を助成するものでございまして、新年度は15件を予定してございます。

そのページの一番下になります。5、施設措置事業費、扶助費、老人保護措置費4,463万円でございますが、これにつきましては、美幌町の町民で町外6カ所の養護老人福祉施設に入所しております25名の方に対する保護措置費でございます。

次に、105ページをお開きいただきたい

と思ひます。

一番上の6、後期高齢者医療費、負担金、療養給付費負担金2億3,438万円でございますが、後期高齢者医療広域連合で支払いをする医療給付費に要する町の公費負担分でございます。

その下の他会計負担事業費、繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金7,749万8,000円につきましては、保険料の軽減に係る保険基盤安定分として5,670万円、広域連合市町村負担金として686万9,000円、市町村事務費分として1,392万9,000円を一般会計から繰り出すものでございます。

その下の介護保険特別会計繰出金2億1,241万9,000円でございますが、これにつきましては、介護給付に係るルール分として1億4,542万7,000円、包括的支援事業、任意事業分として1,891万7,000円、介護予防事業分として40万7,000円、人件費等の事務費分として4,766万8,000円を一般会計から繰り出すものでございます。

その欄の9、老人保健医療事業費100万5,000円につきましては、老人保健特別会計の廃止に伴いまして、医療機関からの過誤納返戻等の事務が残るため、一般会計へ組み込みまして、医療給付費の精算に係る事務処理を行うための計上でございます。

次の一番下の欄になります。1、一般事務費の4行目、事務事業協力報償11万7,000円でございますが、これにつきましては、自殺対策緊急強化推進事業により、北見日赤の精神保健福祉士による心の健康相談を月1回開催するための相談に係る協力報償分でございます。

その下の一番下、印刷製本費38万9,000円につきましては、自殺予防啓発用リーフレット1万部を作成するものでございます。

次に、107ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から6行目になります。補助金の北海道療育園美幌療育病院開設準備補助金3,300万円でございますが、北海道療育病院の開設に伴う補助金で、平成25年まで助成するものでございまして、本年度で8年目になります。

その欄の中ほどになります。3、障害者自立支援事業費の業務等委託料の、一つ飛びまして地域生活支援事業業務委託料3,212万7,000円の計上でございます。これにつきましては、地域包括支援センターにおける相談件数の増加に伴いまして、相談員を2名体制に拡充しまして相談支援事業業務委託を行うものと、コミュニケーション支援、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター業務、訪問入浴サービス等の委託料をあわせて計上させていただいております。

一つ飛びまして、障害者清掃作業支援事業委託料321万4,000円でございますが、これにつきましては、国の緊急雇用創出推進事業によりまして、美幌地域就労支援センターの清掃業務拡大に伴い、業務に携わる障害者を支援する支援者2名を1年間、もう1名は3カ月を雇用し、障害者の雇用の場を提供するため、NPO法人美幌えくぼ福祉会へ委託するものでございます。

次の障害者日中一時支援事業委託料270万円でございますが、これも緊急雇用創出推進事業によりまして、障害者の引きこもり対策として、社会との接点の場を提供する日中一時支援事業所よりみちの支援員2名を1年間雇用し、保護者の負担軽減を図るための委託料でございます。

その下の障害児等日中一時預かり支援事業委託料182万円につきましても、緊急雇用創出推進事業によりまして、町外の養護学校等に在籍しております児童生徒が土曜、祝日、夏休み、冬休み等で自宅へ帰省したときに、一時預かりの場としてマイスペースで支援員2名を1年間雇用し、保護者の負担軽減を図るための委託料でございます。

その下の障害者等交流活動センター支援事

業委託料102万円でございますが、これも緊急雇用創出推進事業によりまして、障害者が土曜、祝日等に気軽に集える交流活動センターに施設管理及び相談等の支援員1名を1年間雇用し、気軽に立ち寄り交流できる場を提供するために、美幌町手をつなぐ育成会への委託でございます。

次に、109ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上の自立支援医療給付費4,029万6,000円でございますが、これにつきましては、人工透析に係る通院、薬剤、入院、生活保護者等に対する医療給付費でございます。

一つ飛びまして、介護給付費・訓練等給付費3億6,617万6,000円につきましては、居宅介護、児童デイサービス、生活介護等の介護給付費と、共同生活援助、就労継続支援等の訓練等給付費の計上でございます。

そのページの一番下の欄になります。一般事務費の補助金、認可外保育所利用者補助金300万円でございますが、これは、NPO法人ひまわり保育園のゼロ歳から2歳児までの保育料につきまして、町の保育料との差額に対し助成するものでございまして、ゼロ歳児4名、1歳児6名、2歳児2名の合計12名分を見込み、計上してございます。

その下の重度障害児保育事業補助金276万4,000円でございますが、これもNPO法人ひまわり保育園において、新年度より心臓病を持った園児が看護師を配置してございますひまわり保育園に入園することとなったことから、障害児保育に対し、保育士1名分の賃金と看護師1名分の2分の1について助成するものでございます。

次に、111ページをお開きいただきたいと思っております。

このページの中ほどに庁用備品55万3,000円とございます。これにつきましては、子ども発達支援センターの平成9年度に導入いたしましたコピー機の更新を行うものでございます。

次に、113ページをお開きいただきたい
と思います。

このページの一番下になります。保育園運
営事業費の上から3行目、臨時職員賃金4、
278万6,000円の計上でございますが、
新年度は美幌保育園に障害を持った子供
が入園することから、障害児対応の臨時保育
士の賃金として、昨年度より約280万円ほ
ど増となっております。

次に、115ページをお開きいただきたい
と思います。

上の段の2、施設維持管理事業費の業務等
委託料、火災通報装置設置委託料46万2、
000円の計上でございますが、これは、消
防法施行規則改正に伴い、美幌、東陽両保育
園に火災通報装置を設置するものでござい
ます。

この欄の下から3行目、庁用備品42万円
につきましては、美幌保育園の昭和62年導
入の調理保管庫の更新を行うものでござい
ます。

次に、117ページをお開きいただきたい
と思います。

上から2行目、火災通報装置設置委託料2
3万1,000円でございますが、これも消
防法施行規則改正に伴いまして、中央保育所
に火災通報装置を設置するものでございま
す。

このページの一番下の欄になります。1、
子ども手当支給事業費、扶助費、子ども手当
3億5,457万6,000円の計上ござい
ます。これにつきましては、中学校修了まで
の子供を対象に、3歳児未満は月額2万円、
3歳以上につきましては月額1万3,000
円を支給するもので、3歳児未満が388
人、3歳以上は1,676人の合計2,064
人分を計上いたしたところでございます。

なお、支給日につきましては、6月、10
月、2月の3回に分けて支給されることにな
ってございます。

次に、119ページをお開きいただきたい
と思います。

このページにつきましては、災害扶助費で
ございますが、科目設定でございます。

次に、121ページをお開きいただきたい
と思います。

衛生費でございます。総額は11億9,5
31万7,000円でございます。

中ほどの4、他会計負担事業費、負担金、
美幌・津別広域事務組合負担金1,071万
5,000円でございますが、これにつつま
しては、火葬場の運営に要する負担金でござ
います。

その下の水道事業会計負担金25万7,0
00円につきましては、公園等の無償給水経
費に要する負担分でございます。

病院事業会計の2億71万6,000円で
ございますが、これにつきましては、救急医
療、それから高度医療、建設改良、小児医療
等に要する経費、さらには医師確保対策に要
する経費、不採算診療分として6,732万
円を含む一般会計からの負担金でございま
す。

次に、補助金の水道事業会計補助金5万
5,000円につきましては、簡易水道事業
に係る企業債の利子分でございます。

その下の病院事業会計補助金2,522万
1,000円につきましては、医師等の研
究・研修費、それから基礎年金拠出金の負担
金、児童手当経費の補助分としての計上で
ございます。

その下の投資及び出資金9,665万8,0
00円につきましては、病院の企業債の元利
償還分として6,941万5,000円、水道
の簡易水道事業に係る企業債の元利償還分と
して214万3,000円、さらに、投資及
び出資金として2,510万円の計上でござ
います。

一番下の繰出金、個別排水処理特別会計繰
出金2,831万1,000円につきましては、
地方債の償還に係る分として682万
円、資本費のルール分として946万5,0
00円、基準外として1,202万6,000
円を繰り出すものでございます。

次に、123ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から4行目になります。野犬掃討等業務委託料31万5,000円の計上でございますが、これにつきましては、昨年度まで臨時職員と職員により対応してきておりましたが、新年度より民間へ委託するもので、50頭分を見込んでございます。

その下の捕獲犬飼養業務委託料6万円につきましては、捕獲した犬の保管飼養に係る委託料でございます。

次の2の予防接種事業費の臨時職員賃金173万7,000円の計上でございます。これにつきましても、国の緊急雇用創出推進事業によりまして、各種がん検診等及び予防ワクチン接種の普及促進と各種データ処理業務のために臨時職員1名を1年間雇用するものでございます。

その次、中ほどに業務等委託料、個別予防接種委託料4,846万7,000円とございます。これにつきましては、ジフテリア・百日咳・破傷風混合ワクチン、風疹・麻疹混合ワクチンに加え、高齢者のインフルエンザ接種、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種料の計上でございます。

その欄の下、一番下になります。扶助費、インフルエンザ予防接種扶助12万6,000円でございますが、これは、町民税非課税世帯に対する軽減措置として、インフルエンザ予防接種について、対象者が費用軽減対象者確認証の交付を受けないで接種した方に対しまして、直接支払う分として60名分を見込み計上させていただいております。

次に、125ページをお開きいただきたいと思ひます。

上の段の4、健康づくり事業費の中ほど、業務等委託料の特定健診委託料132万5,000円の計上でございます。これにつきましては、集団健診について、従来の診察、脂質、肝機能、代謝系の検査に加え、新年度より心電図、眼底、クレアチニン、尿酸の4項

目を追加し、210名分を予定し、計上いたしてございます。

その下の脳ドック検診委託料409万円につきましては、昨年度まで対象年齢を35歳から70歳までとしてございましたが、新年度より70歳までの上限を撤廃しまして、35歳以上全員といたし、250名を見込み、計上いたしたところでございます。

次に、127ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から2段目になります。保健福祉総合センター維持管理事業費の中ほどに電波障害共聴施設撤去委託料22万4,000円と計上させていただいております。これにつきましては、地デジ放送開始に伴いまして、電波障害の共聴施設を設置しておりましたが、この分を撤去するための委託料でございます。

この欄の一番下、補償金7万2,000円につきましては、保健福祉総合センターの電波障害共聴施設の撤去により、受信電波が弱く地デジが見られない家庭に対し、電波を増幅するブースターを設置し、電波障害に対応するものでございまして、ブースター3個分を見込んで計上してございます。

次に、129ページをお開きいただきたいと思ひます。

中ほどの3、ごみ処分場維持管理事業費の修繕料1,248万1,000円の計上でございます。これにつきましては、ごみの重量を計量するトラックスケールの老朽化に伴う修繕で380万1,000円、浸出水処理施設の構内攪拌機の交換で241万5,000円、さらに、回転円盤軸受機の交換で211万5,000円、さらに、ペットボトル減溶機の修繕で150万円などにより、昨年より840万円ほど増となっております。

その欄の施設維持管理等委託料のごみ処理場維持管理委託料7,624万8,000円でございます。これにつきましては、リサイクルセンターにおけるペットボトル等の洗浄処理の精度が高く求められるようになってきたことや、機械の老朽化に伴い作業効率の低下

などから作業員の不足が生じているため、新年度より作業員1名を増員することと、ごみを破碎、転圧しますコンパクターの鉄輪の交換等により、昨年度より1,440万円ほど増となっております。

次に、131ページをお開きいただきたいと思ひます。

一番上の5、第Ⅲ期埋立処分場造成事業費4億3,080万1,000円でございますが、これにつきましては、防衛の補助事業により、ごみ処分場の整備でございます、工事内容等につきましては、後ほど副町長より御説明申し上げます。

次に、133ページをお開きいただきたいと思ひます。

労働費でございます。総額は4,906万9,000円でございます。

1の労働対策事業費の中の業務等委託料の雇用対策事業委託料1,501万1,000円の計上でございます。これにつきましては、季節労働者を初め若年未就労者や熟年離職者等に対する雇用対策として、新年度は公園施設の補修、あるいは各小学校の小破修繕、遊具等の補修等を拡大しまして、従来からの樹木の剪定、道路清掃、除雪などにあわせて、前年度より約500万円増額させていただいております。

その欄の一番下、貸付金3,100万円でございますが、これは、勤労者の住宅建設資金貸し付けの原資として銀行へ預託するもので、原資の3倍枠まで融資されるものでございます。新年度は、新築は限度額500万円で2件を、リフォームの限度額は300万円で1件を見込み、継続分30件分とあわせて計上させていただいたところでございます。

次に、135ページをお開きいただきたいと思ひます。

農林水産業費でございます。総額は3億7,306万2,000円でございます。

このページの一番下の段になります。一般事務費の業務等委託料、T P P対策用啓発資

材等作成委託料30万2,000円でございますが、環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるT P P問題に対する啓発活動を行うため、のぼり旗及び看板等を作成するものでございます。

次に、137ページをお開きいただきたいと思ひます。

2段目の一般事務費の一番下の欄になります。補助金、てん菜作付奨励事業補助金850万円の計上でございます。これにつきましては、平成23年度から戸別所得補償制度により国の支援が下がることや2年連続の不作であったことなどから、てん菜の作付面積が減少してきてございます。また、本町には製糖工場があるほか運輸関連事業者も多く、てん菜の減産は工場の存続問題にもつながりかねないということから、さらに地域経済にも大きな影響を及ぼすことも懸念されます。

こういったことから、畑作の輪作体系の中で重要な作物としても考えまして、てん菜の作付面積を維持及び拡大する農業者に対して助成するものでございます。

その下の2、農業担い手確保育成事業費の補助金、新規就農者等支援事業補助金836万円でございますが、これは、新規就農者に対する助成で、新年度から、制度の見直しによりまして、農業従事から5年以内で、機械等の購入につきましては補助率を3分の2とし、限度額を100万円に改正し、農家子弟及び新規参入者に対し支援するものでございます。

また、制度による参入者2名、平成18年度からの継続者11名、農地等賃借料補助が6名、さらに、新規就農者が取得した農地の固定資産税相当額の助成の経営安定補助金2名分を見込んで計上いたしてございます。

次に、139ページをお開きいただきたいと思ひます。

みらい農業センター費の中の機械器具ということで51万2,000円を計上してございます。これにつきましては、アスパラの選別機を購入するものでございます。

この欄の下の補助金、新規就農予定者農業実習支援事業補助金48万円の計上でございます。これにつきましては、新規でございます、継承方式による新規就農者受け入れのための助成で、民間の住宅を借りる家賃補助と営農指導に対する助成を行うものでございます。

次に、141ページをお開きいただきたいと思えます。

中ほどに3、牧野維持管理事業費の施設維持管理等委託料、美幌峠牧場管理運営委託料2,436万8,000円の計上でございます。これにつきましては、峠牧場の運営につきましては、預託牛の減少及び飼料の高騰等により厳しい経営状況が続いていることから、経営形態のあり方等について検討した結果、公社運営の継続は困難であるとの判断により、今年度は公社職員2名を引き上げ、配置がえしたことに伴いまして、昨年度に比べ約960万円ほど減となっております。

その下の一番下、5、美幌峠牧場給水施設等整備事業費の工事請負費、峠牧場給水ポンプ制御盤設備改修工事1,928万円につきましては、団体営の地域農業利水施設ストップマネジメント事業により実施するものでございまして、工事内容につきましては、後ほど副町長より御説明申し上げます。

次に、143ページをお開きいただきたいと思えます。

上の段の2、道営土地改良事業の負担金の美幌豊高地区、その下の美幌美禽地区、その下の美幌田中地区、この3地区につきましては、後ほど副町長より御説明申し上げます。

その下の美幌豊栄地区経営体育成基盤整備事業、計画樹立業務負担金415万円の計上でございますが、これは、新規の計画樹立に係る分で、野崎、美富、豊幌、登栄、駒生の一部の5地区の畑地帯担い手支援型の計画樹立業務で、事業費830万円の50%分を計上させていただいております。

次に、145ページをお開きいただきたいと思えます。

この下の下の段の林業推進事業費の、まず修繕料144万4,000円でございますが、これは、みどりの村の公園の管理塔の北側でございます遊歩道の階段に設置してございます手すり400メートルを改修するものでございます。

その下の業務等委託料の木質バイオマス資源活用促進事業委託料2,552万6,000円につきましては、これもふるさと雇用再生特別対策推進事業によりまして、森林整備に伴って発生する残材を活用し、木質チップやペレットに加工し、公共施設等のペレットストーブやチップボイラー等に活用するなど実証試験を行うため、平成21年度から3カ年の継続事業として実施するもので、新年度につきましては、7名で延べ1,610日間を雇用し、雇用の確保と事業化に向けて委託するものでございます。

次に、147ページをお開きいただきたいと思えます。

上の段の補助金、町産材活用住宅助成事業補助金1,200万円につきましては、FSC認証材を活用した新築または増改築をする方へ建設費の一部について助成するもので、今年度は流通経費の増嵩もありまして、1平米当たり3万円から4万円に補助額を改正するとともに、限度額も75万円から100万円に改めまして、15棟を予定し、計上いたしてございます。

その下の積立金3万9,000円につきましては、未来への森林づくり基金の利子の積立金でございます。

次の段の森林施業計画認定等事業費の交付金、森林整備地域活動支援交付金1,650万円の計上でございますが、森林の所有者に対し計画的に森林施業を適切に行えるよう支援するもので、面積1ヘクタール当たり5,000円が交付されるものでございまして、新年度は3,300ヘクタールを予定してございます。

次に、149ページをごらんいただきたいと思えます。

一番上の町有林造林事業費の上から2行目、臨時職員賃金1,039万9,000円でございます。これにつきましては、町有林の枝打ち、下草刈り、林道の維持管理及び技術指導等、緊急雇用創出推進事業によりまして、作業員3名の6ヶ月間と指導員1名5ヶ月間を雇用し、町有林の健全な森林管理及び雇用の促進を図るもので、従来からの臨時職員1名とあわせて計上させていただいております。

中ほどの業務等委託料、造林作業委託料1,914万4,000円につきましては、町有林の造林に係る委託料で、新年度は除間伐が16.44ヘクタール、造林が28.03ヘクタール、下草刈りが18.23ヘクタールを実施するものでございます。

次に、151ページをお開きいただきたいと思っております。

○議長（小林 勲君） 暫時休憩をいたします。

再開は、11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（小林 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

順次、提案者からの説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） それでは、商工費から説明を続けさせていただきます。

商工費で、総額は3億9,457万2,000円でございます。

一番上の商工総務推進事業費の下の欄になります業務委託料、太陽光発電システム設置モニター委託料200万円でございますが、太陽光発電システムの一般家庭への普及促進のため、モニターを条件に、1件当たり10万円を限度として助成するもので、今年度は20件を予定して計上してございます。

次に、商工振興推進事業費の補助金、東北北海道商工会議所連絡協議会補助金15万円の計上でございます。これにつきましては、本

年5月、東北北海道の商工会議所連絡協議会が美幌町で開催され、その記念講演会に対して助成するものでございます。

次の2、商店街活性化事業費の補助金の、真ん中になります、町内消費拡大セール事業補助金750万円でございますが、これは、昨年も実施いたしましたプレミアムつきプリペイドカードチャージ事業でございまして、新年度も1万円のスマッピーカードに3,000円のプレミアムを加算し、2,500枚限定で発行するものでございます。

一番下の段になります。観光振興事業費の業務等委託料、エコハウス体験交流事業等業務委託料1,034万5,000円でございますが、これにつきましては、緊急雇用創出推進事業によりまして、エコハウスの運営と地域生活体験「ちょっと暮らし」や移住・定住の対応等相談員1名を1年間雇用するものと、施設管理作業員1名を1年間、さらに、指導者1名を6カ月雇用し、積極的な情報提供とPR・宣伝活動を実施していくものでございます。

次に、153ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上の中ほどに補助金、観光物産協会補助金895万5,000円の計上でございます。これにつきましては、地域特産品の開発として現在取り組んでございます美幌で生産する豚を使った肉醬によるしょうゆの開発及び美幌豚のブランド化に向けた支援として、昨年度より60万円ほど増額計上させていただいております。

次の欄の3、観光宣伝対策事業費の業務等委託料、観光調査・観光案内業務委託料の528万2,000円の計上でございます。これにつきましても、緊急雇用創出推進事業によりまして、美幌峠レストハウスでの観光案内、観光調査、外国人観光客受け入れのための人材育成、さらには研修会、外国語のパンフレット等を活用した観光案内のため、4名を5カ月間雇用する分として363万7,000円、もう一つは、これも国のふるさと雇

用再生特別対策事業によりまして、美幌駅構内において、美幌を訪れた観光客に対し、きめ細かな観光案内と情報発信や美幌の特産品のPRをするため、1名、1年間雇用する分として164万5,000円をあわせて計上させていただきます。

その下の4、観光施設維持管理事業費の修繕料297万8,000円でございますが、これは、ターミナル物産センターの屋根防水修繕として177万円、さらに、美幌峠レストハウス交流促進センターの小破修繕に係る分の修繕料でございます。

次に、155ページをお開きいただきたいと思えます。

一番上の上から3行目、工事請負費、交流促進センター施設改修工事903万6,000円でございます。これにつきましては、峠の湯の1階南側の屋根塗装工事分として322万9,000円、同じく1階南側の軒天改修工事として580万7,000円の計上でございます。

その下の負担金、峠レストハウス維持管理等負担金66万2,000円の計上でございますが、これにつきましては、美幌峠レストハウスの正面入り口の傾斜地に観光客の安全対策としてゴムマットを敷設するもので、工事費の2分の1について負担するものでございます。

その下の5、イベント推進事業費の補助金の一番下、納涼花火大会補助金75万円でございますが、これは、美幌小学校グラウンドにおいて、8月の盆踊りにあわせて実施いたします花火大会の開催に対する補助でございます。

次の段の下の2、消費者生活支援事業費の一番下、庁用備品101万円の計上でございます。これにつきましては、事務室の老朽化に伴います石油ストーブ2台と会議用テーブル16台を更新するものでございます。

次に、157ページをお開きいただきたいと思えます。

土木費でございます。総額は8億8,72

5万5,000円でございます。

上から2段目になります。一般事務費、業務等委託料、道路台帳修正業務委託料177万5,000円の計上でございます。これにつきましては、平成22年度に整備いたしました町道及び道道関連工事に伴う16路線の道路台帳の整備でございます。

その下の1、道路橋梁維持管理事業費の、3行目になります、臨時職員賃金2,584万5,000円でございますが、道路維持管理作業員9名のほかに、国の緊急雇用創出推進事業により、道路の維持管理、道路側溝のしゅんせつ、草刈り、樹木の剪定等のため、3名の臨時職員を6カ月間雇用する分として342万8,000円を含み計上いたしてございます。

その下の下から5行目、業務等委託料の下から2行目になります。橋梁長寿命化修繕計画点検委託料600万円の計上でございますが、今後の橋梁における修繕及び整備計画を策定するため、平成23年度は橋長が15メートル以下の橋66橋を点検調査するものでございます。

次に、159ページをお開きいただきたいと思えます。

上から5行目、工事請負費、横断管渠布設替補償工事460万円でございます。これにつきましては、道道北見端野美幌線、これは、国道39号線から南側に向かって、リリー山スキー場入り口からみどりの村の駐車場の手前までになります。道道の歩道造成工事のため、道路を横断しております管渠6カ所について移設するもので、全額補償費で実施するものでございます。

その欄の2、除雪対策事業費の臨時職員賃金2,056万9,000円の計上でございます。これにつきましては、除雪作業員9名のほかに、緊急雇用創出推進事業によりまして、高齢者等の間口除雪実証試験事業の置き雪対策として、間口の除雪及び除雪の実施調査等のため、臨時職員1名、4ヶ月間を雇用する分として、78万円を含み計上させてい

ただいております。

次に、161ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から2段目になります。道路新設改良事業費の実施設計等委託料、第121号道路実施設計等委託料380万円につきましては、駒生川河川改修に伴ひまして、クレードル食品から国道243号線を越えた北側の町道第121号道路の未改良区間の整備で、新年度は実施設計、用地確定測量、補償物件の調査を実施するものでござひます。

一つ飛びまして、工事請負費の町道整備工事の1億6,260万円と、次の2、第131号道路外3改良舗装事業費の工事請負費4,884万1,000円につきましては、後ほど副町長より工事内容等について御説明申し上げます。

次に、163ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から2段目になります。公園維持管理事業費の臨時職員賃金637万9,000円でございますが、これにつきましては、公園作業員2名のほかに、これも国の緊急雇用創出推進事業によりまして、公園のトイレ清掃、草刈り、遊具の点検等のため、臨時職員1名、6カ月分として114万3,000円をあわせて計上させていただきます。

中ほどに業務等委託料の公園長寿命化調査委託料585万円の計上でございます。これにつきましては、公園の遊具やトイレ等の施設の点検を行い、今後の公園整備に係る計画を策定するための調査委託でございます。

この下の下から2行目、庁用備品133万円の計上でございますが、これは、仲町北公園及び三橋南公園の簡易水洗トイレを設置するものでござひます。

一番下の公共下水道繰出事業費、繰出金、公共下水道特別会計繰出金3億834万4,000円でございますが、雨水処理経費や地方債の元利償還金、水洗便所普及費や汚水処理に係る負担金等を一般会計から繰り出すものでござひます。

次に、165ページをお開きいただきたいと思ひます。

上の段の一番下の補助金、住宅リフォーム促進補助金1,500万円の計上でございます。これにつきましては、住宅を改修する方に対し、その住宅が建設後5年以上経過したもので、その住宅に居住し、町税等の滞納がないことを条件に助成するもので、対象工事費は50万円以上で、補助額は工事費の20%以内、限度額につきましては50万円あります。新年度につきましては、30件を見込んで計上させていただきます。

その下の住宅耐震改修補助金150万円の計上でございます。これにつきましては、既存住宅の耐震改修工事を実施する方への助成で、昭和56年5月31日以前に建設された住宅で、その住宅に居住し、町税等の滞納がないことを条件に、工事費が20万円未満の場合は全額、20万円以上200万円未満の場合は20万円、200万円以上の場合は30万円を限度として助成するもので、5件を予定して計上させていただきます。

次の欄の住宅維持管理事業費の、中ほどで電波障害共聴施設撤去委託料354万3,000円を計上させていただきます。これにつきましては、地デジ放送開始に伴ひまして、南団地、三橋南団地、仲町団地、美富団地の4カ所の電波障害のための共聴施設の撤去を委託するものでござひます。

その下の、二つ飛びまして補償金4万9,000円の計上でございますが、これは、公営住宅の電波障害共聴施設撤去により受信用電波の弱い家庭に対する電波を増幅するブースターを設置するもので、2件分を見込んでいるものでござひます。それと、強制執行に係る予納金として1,000円を計上いたしてござひます。

その下の償還金利子及び割引料の205万円につきましては、町営住宅退去者に対する敷金還付金で、50件分を見込んでござひます。

その下の積立金157万5,000円につ

きましては、町営住宅入居者の2カ月分の敷金について、新年度50件分を見込み、敷金基金へ積み立てするものでございます。

次に、167ページをお開きいただきたいと思ひます。

消防費で、総額は4億6,678万1,000円でございます。この内容につきましては、後ほど副町長より御説明申し上げます。

次に、169ページをお開きいただきたいと思ひます。

教育費でございます。総額は15億7,115万7,000円でございます。

上から2段目になります。事務局費の一番下、積立金4,000円につきましては、学校施設整備基金利子の積み立てでございます。

一番下の欄の教育振興事業費の二つ目、嘱託職員賃金739万8,000円の計上でございますが、これは、教育専門相談員1名及び不登校問題専門員1名のほかに、新規に学校におけます教育課程、学習指導要領、その他学校教育に関する専門的事項の指導を行う指導主事を配置するもので、238万6,000円の増となっております。

次に、171ページをお開きいただきたいと思ひます。

このページの上の段の下のほうに、補助金、旭小学校開校30周年記念事業補助金55万円と、一つ飛びまして、福豊小学校開校100周年記念事業補助金50万円の計上でございますが、これにつきましては、周年記念の記念誌発行に要する経費の一部について助成するものでございます。

次に、173ページをお開きいただきたいと思ひます。

一番下の段になります。1、学校管理事業費の3行目、人夫賃等の418万1,000円でございますが、これは、各小学校のプールの管理人の賃金のほか、小学校の事務生の正職員1名と臨時職員1名の退職によりましてパート化を図るもので、臨時職員の賃金から人夫賃へ組みかえにより、昨年度より14

1万6,000円の増となっております。

一つ飛びまして、消耗品の1,486万3,000円の計上でございますが、これにつきましては、学校配当及び事務局用の消耗品のほかに、平成23年度の教科書の改訂に伴う教師用指導図書の分として773万円を計上させていただきます。

次に、175ページでございます。

上の段の中ほどに電波障害共聴施設撤去委託料304万5,000円の計上でございます。これにつきましては、地デジ放送開始によりまして、電波障害のために設置しておりました美幌小学校及び東陽小学校の共聴施設を撤去するものでございます。

その欄の下から6行目、教育備品46万9,000円の計上でございます。これにつきましては、東陽小学校の紙折機の更新と福豊小学校の会議用テーブル5台を購入するものでございます。

このページの一番下、特別支援学級事業費、人夫賃等619万5,000円の計上につきましては、学校生活支援のため介護員の賃金で、美小が2名、東陽小学校が1名、旭小学校は2名の計5名の賃金でございます。

次に、177ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から2段目になります。学校管理事業費の人夫賃等70万8,000円の計上でございます。これにつきましては、北中学校の臨時事務生の退職に伴いましてパート化を図ったことから、臨時職員賃金から人夫賃へ組みかえ、計上させていただいたものでございます。

次に、中ほどに修繕料664万9,000円の計上でございます。これにつきましては、通常の学校施設修繕に加えまして、美中が美幌高校へ移転するため、美幌高校のプールを弓道場に改修する分として約200万円、その他移転に伴う小破修繕として200万円のほか、学校案内三角看板の修繕として17万4,000円を見込み計上してございます。

それから、4行下がりまして業務等委託料の美幌中学校校舎移転業務委託料449万9,000円につきましては、美中の移転に伴う教材、備品等の運搬作業に係る委託料でございます。

その下の美幌中学校記念碑移設業務委託料104万5,000円につきましては、現在の校舎の前庭及び美中坂の下にございます記念碑の移設に係る委託料でございます。

その下の美幌中学校コンピューター移設業務委託料117万6,000円につきましては、美中の移転に伴うコンピューター教室及び教師用のコンピューターの移設に係る委託料でございます。

次に、179ページをお開きいただきたいと思っております。

上の段の中ほどに工事請負費、美幌中学校移転改修工事2,550万円と、その下の美幌中学校グラウンド天然芝生化新設工事3,174万4,000円の計上でございますが、これにつきましては、後ほど副町長より工事内容等について御説明申し上げます。

一つ飛びまして、機械器具355万4,000円の計上でございますが、これは、美中の移転に伴いまして、芝刈り用トラクター1台及び附属アタッチメントの作業機を購入する分と、屋外物置2棟を購入するものでございます。

その下の教育備品407万9,000円でございますが、これも同様、美中の移転に伴う木工工作で8台、教材棚4台、サッカーゴール等の教育備品の整備を行うものでございます。

下から2段目の教育振興事業費の2行目、教育備品1,500万円でございます。これにつきましては、美幌中学校の教育用コンピューターの平成14年に導入しました21台の更新分として579万8,000円、それから、新学習指導要領に基づく音楽教材としての琴を35台購入する分と、さらに、体育教材として、柔道の畳72枚分、さらに、運搬車、滑りどめネット等で702万2,0

00円、その他楽器等で200万円を計上させていただきます。

一番下の特別支援学級事業費の人夫賃等128万4,000円でございますが、北中学校における学校生活支援のための介助員の賃金でございます。

次に、181ページをお開きいただきたいと思っております。

このページの一番下の欄になります。3、(仮称)文化ホール整備事業費、事務事業協力報償11万6,000円の計上でございますが、文化ホールの愛称募集当選者に係る記念品及びオープニング事業に係る指導の報償でございます。

次に、183ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上、(仮称)文化ホール建設工事監理業務委託料738万2,000円及び工事請負費8億1,140万2,000円につきましては、昨年度から着手しております文化ホールの建設事業費でございます。

なお、工事につきましては平成24年6月に完成を予定しておりますが、外構工事が残っておりますので、11月オープンを予定しているところでございます。

その下の積立金290万9,000円につきましては、教育文化会館建設基金の利子の積立金でございます。

次の段の一番下になります。3、成人教育事業費、各種行事報償77万7,000円の計上でございますが、これにつきましては、幼稚園の家庭教育学級、家庭教育セミナー、フレッシュママセミナー、マナビティーセンター講座、女性学級のほか、新年度より、地域活動の中心的な役割を担っていただく女性リーダーを養成するために、東京にあります国立女性教育会館に2名の方を女性リーダー国内研修に派遣する分として20万円を上積み計上させていただきます。

次に、185ページをお開きいただきたいと思っております。

このページにつきましては、昨年度と大き

く変わりありませんので、次に、187ページをお開きいただきたいと思います。

中ほどの2、施設維持管理事業費の修繕料104万1,000円の計上でございます。これにつきましては、図書館の屋根の破風漏水修繕で61万8,000円、さらに、玄関の階段ポーチをゴムマットへ張りかえるもので24万2,000円、さらに、非常口誘導灯の修繕で8万1,000円の計上をさせていただきます。

次に、189ページをお開きいただきたいと思います。

博物館運営事業費でございます、嘱託職員賃金76万2,000円の計上でございます。これにつきましては、博物館における専門職補助員1名と施設管理職員1名に加えて、新年度は、館長の退職に伴いまして嘱託職員としたことにより、昨年度より増となっております。

次に、191ページをお開きいただきたいと思います。

2段目になります。文化財保護事業費の人夫賃等1,140万2,000円の計上でございます。これにつきましては、各種開発行為に係る予備調査のほか、新年度は道営畑総の田中地区の予備調査及び高野第3遺跡の発掘調査を実施するための人夫賃の計上でございます。

その下の中ほどにございます業務等委託料の文化財指定樹木保全作業委託料69万9,000円の計上でございます。これにつきましては、美幌町の文化財に指定されております美幌小学校のカシワの木について、樹木医によります保全修繕を行うものでございます。

次に、193ページをお開きいただきたいと思います。

中ほどの負担金の2段目になります。100kmデュアスロン大会負担金200万円の計上でございますが、新年度は第25回目を迎えますが、自転車産業協会の助成金がなくなったことによりまして、20万円の増と

なっております。

その下、補助金のうち道ラージボール卓球大会補助金10万円につきましては、第12回北海道ラージボール卓球大会が本年9月24日から25日に美幌町スポーツセンターで開催され、選手約200名、役員関係者50名が来町することとなっております。その運営の一部について助成するものでございます。

その下の高松宮賜杯第55回全日本軟式野球大会北海道大会補助金21万円の計上でございますが、これも、本年7月8日から11日に、網走市、美幌町、津別町を会場として開催されるもので、29チームが参加し、関係者を含め約600名でございます。本町では6試合を予定し、その運営の一部に助成をするものでございます。

このページの一番下の屋内体育施設維持管理事業費の4,701万2,000円につきましては、昨年度はB&G海洋センターの上屋の塗装及びプール槽の改修と木質ペレットボイラー設置工事を実施したため、前年度より約4,009万円ほど減となっております。

次に、195ページをお開きいただきたいと思います。

中ほどに教育備品22万9,000円とございます。これにつきましては、トレーニングセンターのインプレスベンチの更新を行うものでございます。

その下の2、屋外体育施設維持管理事業費の2行目、臨時職員賃金89万3,000円の計上でございますが、これは、パークゴルフ場の発券業務について、委託へ移行したことにより約130万円ほど減となっております。

次に、197ページをお開きいただきたいと思います。

上の段の中ほどに野球場等管理委託料116万4,000円、その下のパークゴルフ場管理業務委託料55万3,000円とありますが、これは、先ほど申し上げましたよう

に、発券業務の移行と草刈り業務について、2名体制から3名体制として、新年度から野球場の管理委託とパークゴルフ場の管理業務委託を分けて計上させていただいております。

次に、199ページをお開きいただきたいと思っております。

上から2行目の施設維持管理事業費の下から3行目でございます。庁用備品735万円の計上でございます。これは、給食センターの蒸し焼き機のコンビスチーマー2台の更新を行うものでございます。

次に、201ページをお開きいただきたいと思っております。

公債費でございます。公債費の残高につきましては、平成22年度末で117億5,504万9,000円で、今年度の償還額が13億5,097万円で、さらに借入額は7億4,090万円ですので、平成23年度末の残高は111億4,497万9,000円となる見込みでございます。今年度の償還金利子及び割引料につきましては、13億5,097万円を計上させていただいております。

その下の町債利子償還金につきましては、2億961万7,000円でございます。また、一時借入金としましては、100万円を計上させていただいております。

一番下の手数料につきましては、市町村共済組合が引受先となりました登録債借り入れの事務手数料でございます。

次に、203ページをお開きいただきたいと思っております。

職員給与費でございます。総額13億9,336万4,000円でございます。

特別職給与の2,273万2,000円につきましては、町長、副町長、英語指導助手(AET)3名の給与でございます。また、一般職給につきましては、教育長を含めまして、昨年度と同じ165名分を計上させていただいております。

次に、205ページをお開きいただきたいと思っております。

予備費でございますが、前年度同様100万円を計上いたしております。

それでは、次に、歳入について御説明申し上げますので、18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。

まず、町税でございます。前年度より1,818万9,000円の増の21億5,007万8,000円、率にしまして0.9%の伸びで計上いたしております。

まず、個人町民税でございますが、農業所得につきましては、一昨年と同水準の収入を見込んでございますが、当初予算ベースの比較では前年度より大きな伸びとなっております。

一方、給与所得は、依然景気の低迷による雇用状況の悪化から大きく減少してございまして、営業や不動産関係におきましても減少している状況でございます。

したがいまして、滞納繰越分を含めた個人町民税全体では、前年度より1,956万1,000円の減の7億9,392万円を見込んだところでございます。

次の法人町民税につきましては、均等割では郵政事業会社の従業員数の増に伴いまして、均等割が一番高い9号法人へ移行したことに伴いまして、246万9,000円の増となっております。

税割につきましては、景気低迷により、建設業関係、小売・卸売業、自動車関係が減少を見込んでございましたが、保険・金融関係が大きな伸びを示していることから、滞納繰越分を含めた全体では、前年度より2,110万1,000円増の1億3,005万8,000円を見込んだところでございます。

次に、固定資産税でございますが、まず、土地につきましては、地価下落もあり、前年度より356万7,000円減の1億9,978万7,000円を見込み、家屋は、新造分の増等により、前年度より574万2,000円増の4億7,684万9,000円を、償却資産税につきましては、食品及び農産加工関連の設備投資等によりまして、前年度より

754万2,000円増の1億9,447万5,000円を見込みました。さらに、滞納繰越分を受けた全体では、前年度より1,019万4,000円増の8億7,957万2,000円を計上させていただいたところでございます。

次の国有資産等所在市町村交付金でございますが、これは、国や都道府県が市町村に土地・建物等を所有していても固定資産税が非課税であることから、そのかわりに交付金として交付されるものでございまして、新年度は1,711万3,000円を計上させていただいたところでございます。

次に、軽自動車税でございますが、特に4輪乗用が増加したことに伴いまして、全体で前年度より144万3,000円増の4,247万3,000円を見込み計上いたしたところでございます。

次に、たばこ税でございますが、昨年の10月より税率が40%アップしたため、大幅な減少が見込まれると予定してございましたが、税率アップの幅が大きいこともあり、税収自体は大きく落ち込みがなかったという実績を見込みまして、新年度は1億5,857万7,000円を計上させていただいたところでございます。

次に、都市計画税につきましては、土地につきましては地価下落によります時点修正により減少し、家屋につきましては若干の伸びにより増を見込み、全体では1億2,836万5,000円を見込み計上させていただいたところでございます。

次に、21ページをお開きいただきたいと思っております。

地方譲与税でございます。

まず、地方揮発油譲与税の4,500万円の計上につきましては、地方揮発油税の42%について、市町村道の道路延長及び面積で案分し、贈与されるものでございます。

次の自動車重量譲与税1億900万円の計上でございますが、自動車重量税の1,000分の407について、市町村道の道路延長

及び面積に案分して譲与されるもので、前年度より1,260万円減の1億900万円を見込み計上させていただいたところでございます。

その下の航空機燃料譲与税につきましては、航空機の騒音等による障害の防止対策等に充てるため、航空関係市町村に譲与されるものでありますが、今年度から平成25年までの間、税率の引き下げに伴い、譲与割合が13分の2から9分の2に引き下げられたことから5万円を見込み計上いたしたところでございます。

その下の地方道路譲与税の1,000円につきましては、平成21年度から道路特定財源の一般財源化に伴いまして、地方道路譲与税の名称が地方揮発油譲与税に改められたことに伴いまして、この改正前の過年度分についての譲与に対する科目設定でございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思っております。

利子割交付金でございます。道民税の利子割額の95%の5分の3に相当する額を市町村の個人道民税の額で案分して交付されるもので、今年度は590万円を見込んでございます。

次に、25ページをお開きいただきたいと思っております。

配当割交付金。これは、個人に係る一定の上場株式の配当に対し、特別徴収されました税額の5分の3相当額が交付されるものでございまして、今年度は100万円を見込んでございます。

次に、27ページをお開きいただきたいと思っております。

株式等譲渡所得割交付金でございます。これにつきましては、個人の所得税において、源泉徴収を選択した特定口座における株式等譲渡所得に対し、特別徴収される税額の5分の3相当額が交付されるもので、今年度は70万円を見込み計上いたしたところでございます。

次に、29ページでございます。

地方消費税交付金でございます。これにつきましては、地方消費税は、流通段階では最終的な消費地を把握することができないことから、都道府県間におきまして、消費に関連した基準に基づき精算を行うこととされてございます。この精算を行った後の金額に2分の1に相当する額を市町村の人口及び従業者数で案分して交付されるものでございまして、今年度は2億2,500万円を見込み計上させていただいたところでございます。

次に、31ページをお開きいただきたいと思っております。

自動車取得税交付金でございます。自動車取得税の95%の10分の7相当額を市町村の道路延長及び面積に案分して交付されるものでございまして、今年度は昨年と同じ2,670万円を見込み計上いたしたところでございます。

次に、33ページをお開きいただきたいと思っております。

国有提供施設等所在市町村助成交付金でございます。これは、基地交付金とも言われるもので、自衛隊が使用します演習場、弾薬庫、燃料庫に要する土地、建物及び工作物等の固定資産に対しまして、市町村の財政状況を考慮して交付されるもので、今年度は65万円を見込んだところでございます。

次に、35ページをお開きいただきたいと思っております。

地方特例交付金でございます。この交付金には三つの項目がございます。

まず1点目は、児童手当制度の拡充及び子ども手当の創設に伴いまして、地方負担の増加に対し交付されるもので、児童手当制度の拡充対象児童数並びに子ども手当の対象人数を基礎として交付される児童手当及び子ども手当特例交付金で、1,750万円を見込んでございます。

2点目は、平成18年度の税制改正に係る住宅借入金等特例税額控除につきまして、所得税から住民税への税源移譲によりまして、所得税で控除し切れない税額控除額を住民税

から控除することとなった減収分の補てんとして交付されるもので、今年度は560万円を見込んでございます。

もう1点、3点目でございますが、これは、平成21年度から自動車取得税における低燃費や低公害車等の税率軽減措置に対しまして減収補てんするもので、今年度は810万円を見込み、合計で3,120万円を見込み計上いたしたところでございます。

次に、37ページをお開きいただきたいと思っております。

地方交付税でございますが、新年度は地域活性化・雇用等対策費が新たに計上されたことに伴い、平成22年に創設されました雇用対策・地域資源活用臨時特例費を雇用対策・地域資源活用推進費として平成25年まで措置されることになりました。また、交付税算定の基礎となる単位費用の改正、さらには地方交付税の算定方法の見直しの一環として、交付税総額における特別交付税の割合を6%から平成23年度は5%に、平成24年度は4%と段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行するなどの見直しもあり、本年度は普通交付税を37億7,000万円、特別交付税を7,000万円、合計38億4,000万円を見込み計上いたしたところでございます。

次に、39ページをお開きいただきたいと思っております。

交通安全対策特別交付金でございます。これは、交通反則金から事務費を除いた額を交通事故の発生件数及び人口集中地区人口により算定交付されるもので、今年度は390万円を見込んだところでございます。

次に、41ページをお開きいただきたいと思っております。

分担金及び負担金で、総額7,431万6,000円でございます。

まず、一番上の畑かん事業受益地分担金304万7,000円でございますが、これは、古梅ダムの畑かんに係る10アール当たり250円の分担金でございます。

その下の美幌豊高地区と美幌美禽地区、美幌田中地区、この3地区につきましては、道営土地改良事業に係る受益者の分担金で、事業費の7.5%分でございます。

次の社会福祉費負担金の美瑛福祉入所者負担金237万7,000円につきましては、入所者6名分の負担金でございます。

その下の老人福祉施設入所者等負担金93万4,000円につきましては、町外の施設に入所しています16名分からの負担分でございます。

その下の美幌地域3町障害程度区分認定等審査会負担金205万2,000円につきましては、美幌、津別、大空町の3町で実施しております審査会の事務費の負担金で、津別町が25.16%、大空町が25.67%の負担金でございます。

次の児童福祉費負担金の3,358万1,000円につきましては、美幌及び東陽保育園の保育料並びに子ども発達支援センター、児童デイサービスの利用者の負担金でございます。

○議長（小林 勲君） 暫時休憩をいたします。

再開は、13時15分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時16分 再開

○議長（小林 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

順次、提案者からの説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 午前中に引き続きまして説明させていただきます。

43ページをお開きいただきたいと思います。

使用料及び手数料でございます。総額2億9,461万9,000円でございます。

このページにつきましては、昨年度と大きく変わりありませんので、次に45ページをお開きいただきたいと思います。

このページの真ん中の衛生手数料の清掃手

数料の一番下になりますごみ処理手数料5,769万5,000円でございますが、このごみ処理手数料につきましては、収集ごみ及び直接搬入分の増加に伴いまして、前年度より約510万円ほど増となっております。

次に、47ページをお開きいただきたいと思います。

国庫支出金でございますが、各種国の制度や事業実施に伴います負担金及び補助金等交付金で、総額8億2,774万3,000円でございます。

上から2段目の子ども手当負担金2億8,125万9,000円の計上でございますが、この部分につきましては、昨年度より約9,000万円の増となっております。

その下の総務管理費補助金、社会資本整備総合交付金の105万6,000円につきましては、町民会館の耐震診断に係る補助金でございます。

次に、林業費補助金の下の段の社会資本整備総合交付金600万円につきましては、町産材活用住宅助成に対する補助金でございます。

その下の社会資本整備総合交付金90万円につきましては、太陽光発電システム設置モニターに対する補助でございます。

その下の段の道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金につきましては300万円でございますが、橋梁長寿命化修繕計画点検委託に係る補助金でございます。

その下の社会資本整備総合交付金292万5,000円につきましては、公園の長寿命化調査委託に係る補助金でございます。

その下の社会資本整備総合交付金2,483万7,000円につきましては、公営住宅の低所得者に対する家賃補助でございます。

下から2行目になります。中学校費補助金、安全・安心な学校づくり交付金816万6,000円につきましては、美幌中学校移転に係る校舎改修に対する補助でございます。

次に、49ページをお開きいただきたいと思います。

思います。

このページにつきましては、昨年度と大きく変わってございません。

次に、51ページをお開きいただきたいと
思います。

道支出金でございますが、これも国庫支出金と同様、各制度や事業実施に伴います負担金及び補助金並びに委託金で、総額は6億4,477万6,000円でございます。

これも上から2段目になります。子ども手当負担金3,665万1,000円でございますが、道の負担金で前年度より895万9,000円の増となっております。

その下の駒生川関連改修工事負担金1億1,847万6,000円でございますが、これは、駒生川の河川改修に伴います第7号橋のかけかえ工事と第6号橋に係る落差工の建設工事、それに事務費に係る負担金でございます。

それから、中ほどに統計調査費補助金、地籍調査事業費補助金1,125万円の計上でございますが、これは、地籍の電算化に伴います数値情報化補助金でございます。

次に、53ページをお開きいただきたいと
思います。

一番上でございますが、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業補助金1,444万2,000円でございますが、子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種に係る補助金でございます。

上から3段目になります林業費補助金のふるさと雇用再生特別対策推進事業補助金2,552万6,000円でございますが、町有林の残材を活用し、木質ペレットやチップ材の製造化の実証試験を行うもので、7名の雇用と機械の借りに伴う補助でございます。

その下の段の真ん中でございます。ふるさと雇用再生特別対策推進事業費補助金164万5,000円につきましては、観光案内所での1名の雇用に対する補助でございます。

それから、3段飛びまして、社会教育費補

助金の地域づくり総合交付金380万円でござい
ますが、これにつきましては、埋蔵文化財発掘調査に係る交付金でございます。

次に、55ページをお開きいただきたいと
思います。

このページにつきましては、前年度と大きく
変わりございません。

次に、57ページでございます。

財産収入でございますが、土地や建物等の財産貸付収入として1,920万4,000円を、さらに、利子及び配当金で1,247万9,000円を見込み計上いたしてござい
ます。

一番上の貸家料1,484万5,000円につきま
しては、職員及び教員住宅の賃貸料で
ございます。

それから、その下の貸地料435万9,000円
につきましては、道警あるいは北電等
への町有地の貸付料でございます。

下から3段目になります。立木売払収入、
一般林売払代800万1,000円につきま
しては、美和、栄森、豊富、古梅の町有林の
皆伐15.56ヘクタール、素材売り払い2.
2ヘクタール分の立木売払収入でござい
ます。

一番下の生產品売払収入につきましては、
みらい農業センターの生產品の売払収入の
見込みでございます。

次に、59ページをお開きいただきたいと
思います。

寄附金でございますが、これは科目設定で
ございます。

次に、61ページをお開きいただきたいと
思います。

繰入金でございますが、各種事務事業の財
源の一部について、それぞれの基金から繰
り入れするもので、総額で7億2,730万3,
000円を見込み計上いたしたところでござ
います。

なお、今年度は（仮称）文化ホール建設の
ため、教育文化会館建設基金を5億8,44
3万1,000円繰り入れることで計上して

ございますので、昨年より大きく繰入金が伸びてございます。

次に、63ページをお開きいただきたいと思ひます。

繰越金でございますが、平成22年度の繰越額を1,000万円として計上いたしたところでございます。

次に、65ページでございます。

諸収入でございますが、ただいま御説明申し上げてきました各費目に該当しない収入について、この諸収入に計上してございます。今年度は総額で5億2,040万円を見込み計上いたしたところでございます。

このページは昨年度と大きく変わりございませんので、67ページをお開きいただきたいと思ひます。

雑入でございます。中ほどにスポーツ振興くじ助成金2,373万3,000円の計上でございます。これは、美幌中学校移転に伴うグラウンドの天然芝生化新設工事及び芝刈り機械等の購入に対するサッカーくじtotoの収益金による助成金でございます。

その下、8行目、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業推進交付金1,972万5,000円の計上でございます。これにつきましては、道営土地改良事業の美禽地区、豊高地区、田中地区に係るパワーアップ分で、土地連から交付されるものでございます。

その下、三つ飛びまして移転等補償費の460万円の計上でございます。これにつきましては、道道北見端野美幌線の歩道造成に係る横断管渠の布設替えに係る補償費でございます。

次に、69ページをお開きいただきたいと思ひます。

このページにつきましては、昨年度と大きく変わりございません。

次に、71ページをお開きいただきたいと思ひます。

町債でございます。総額7億4,090万円の計上でございますが、先ほど第3表の地方債のところ御説明申し上げましたので、

内容等につきましては省略させていただきます。

以上、平成23年度の一般会計予算につきまして御説明申し上げましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小林 勲君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） それでは、私のほうから主要事業について御説明をさせていただきます。

初めに、予算の参考資料の61ページをお開きいただきたいと思ひます。

4、国・道・団体営土地改良事業計画概要についてでございます。

まず、一つ目の道営担い手畑地帯総合整備事業であります。美幌豊高地区につきましては、区域が豊岡、高野、美禽で、今年度が最終となる継続事業でございます。事業内容については、JAが行う畑等面の整備でございます。今年度の事業内容でありますけれども、区画整理、暗渠排水、客土の事業を行うものでございます。

次に、2番目の経営体育成基盤整備事業についてですが、この事業は平成15年度に創設されたもので、従来あった圃場整備事業と土地改良総合整備事業を廃止、統合したものであります。区域は美禽で、新規事業としてJAが行う暗渠排水から土壌改良の面整備事業を27年度までの5カ年で行おうとするものであります。今年度は暗渠排水を予定しております。

三つ目、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業でございます。この事業も新規でございます。戸別所得補償制度の本格実施に当たり、麦、大豆などの生産拡大や耕地利用率などの向上を図るために今年度創設されたものであります。区域は報徳、田中、日並、瑞治で、JAが行う区画整理から除れきまでの面整備事業を28年度までの6カ年で行おうとするものであります。今年度については暗渠排水と客土を予定しております。

次に、79ページをお開きいただきたいと思ひます。

9、広域事務組合、美幌・津別広域事務組合負担金の内訳でございます。

まず、津別との負担割合につきましては、総務部門では議会費、監査委員費、予備費が50%ずつ、一般管理費が美幌78.58%、津別21.42%。

次の衛生部門、火葬場関係でございますが、経常費については美幌78.58%、津別21.42%で、前年と同じ負担割合となっております。

次の消防部門でございますが、消防本部費と通信指令業務運営費については、美幌71.81%、津別28.19%。これにつきましては、財政割及び美幌消防団定数増に伴う団員割の関係で、昨年よりもコンマ4美幌がふえて、津別が減っているところであります。

以下、美幌消防費、公債費は、すべて美幌分でございますが、消防の今年度の総事業費でございますが、この表の一番下の欄で、予算合計につきましては5億2,504万1,000円ということで、対前年比2%の増となっております。このうち美幌町分といたしましては、この欄右下のほうになりますが、4億7,749万6,000円が美幌町の分担分であります。

この主な事業としましては、消防団の再編を行って防火体制の強化を図るとともに、昨年に引き続き、防火意識の向上と自主防災組織の育成を進め、職・団員の訓練、指導に引き続き力を入れて、災害に強いまちづくりに務めてまいりたいと思っております。

二つ目につきましては、救急業務についてでございますが、救命効果の向上に努めるとともに、救急救命士など救急隊員の人材育成に力を入れてまいりたいと考えております。

また、火葬場の運営でありますけれども、施設のほう、冷房設備を設けるなど利用者へのサービス向上と、より効率的な管理・運営に取り組んでまいりたいと思っております。

参考資料につきましては以上でございます。

次に、図面のほうでありますけれども、予算の工事関係参考資料につきまして御説明をいたします。別とじとなっております図面等の参考資料であります。

まず、1ページであります。第Ⅲ期埋立処分場造成事業であります。本事業につきましては、現在の第Ⅱ期埋立処分場が平成23年度末で埋立が終了することから、防衛省の補助を受けて、平成20年度から23年度までの4カ年で新たな処分場を造成しようとするものであります。

23年度は本事業の最終年度ということで、平成22年度に2カ年国債事業で着工した水処理施設のプラント設備工事及び土木建築工事でありまして、造成箇所につきましては、この図面の中ほどに小さく四角の枠で黒く塗りつぶしている部分でございます。

この新しくできます処分場につきましては、平成24年2月完成、同年4月供用開始の予定でございます。

なお、財源内訳につきましては、国庫支出金10分の4.5の補助金と町債が90%の充当率でありまして、このうち50%が交付税措置ということになってございます。

次に、2ページであります。峠牧場給水ポンプ制御盤設備改修事業でございます。

本施設は、古梅607番地の美幌峠牧場給水施設として、昭和59年度と昭和61年度に国営草地開発事業で整備したものであります。整備から27年が経過し、老朽化により毎年送水管の漏水破損等の事故が発生し、牧場の運営に支障を来しているため、平成19年度、国が実施した施設の機能診断調査と機能保全計画策定に基づき、牧場運営に最低限必要な施設更新を行おうとするものであります。

事業概要は、平成21年度から23年度までの3カ年で、延長1,712メートルの送水管路とポンプ制御盤を更新するものでありまして、今年度が最終年度となっております。

昨年度、818メートルの送水管路を布設

しまして、総延長1,712メートルの送水管路が完了しております。今年度は、この図面の左側の下のほう、小さく黒丸で表示している箇所でありますけれども、この浄水場給水ポンプ、制御盤1面、それから、表示はしておりませんが、そのほかテレメーターユニット3台の更新をそれぞれ行おうとするものでございます。

財源内訳でありますけれども、国庫支出金が100分の50の補助金、残りは一般財源となっているところでございます。

次に、3ページ、町道整備事業でございます。

まず、図面の一番右端の部分、①の1と①の2、稲美の町道第10号道路でございます。一番右端にありますけれども、丸印で囲った部分で、上のほうが①の1、ここは、こうりん斎場入り口前の第6号橋の延長37メートルの落差工でございます。

その下の丸印の部分、これは①の2、農協のタマネギ倉庫の前になりますが、第7号橋ということで、幅員7.5メートル、歩道幅員2メートル、延長24メートルの橋梁下部工でございます。

これらはいずれも道が実施します駒生川改修に伴う補償工事として行うものでございます。

次に、その位置から少し左の上のほうに移りまして、②、第437号道路でございます。太い実線で表示した部分で、稲美の高さん宅から盛合さん宅までの幅員5.5メートル、延長180メートルを改良舗装するものであります。

なお、この区間、現在、舗装されておりますけれども、地盤などの影響から舗装の傷みが激しいため、交通安全に支障を来さないよう整備するものでありまして、同じく昨年は、この右側の部分、延長160メートルの改良舗装を実施したところでございます。

次に、図面の一番左のほうに移っていただきまして、③、町道第726号道路でございます。元町、西谷内さん宅から影山さん宅ま

での幅員5メートル、延長60メートルの改良舗装を行うものであります。

次に、その右下の部分ですが、これは④、第758号道路でございます。野崎、及川さん宅からすろーらいふ美幌までの幅員5メートル、延長135メートルの改良舗装を行うものでございます。

財源につきましては、①を除き、すべて一般財源となっております。

次に、4ページであります。第131号道路外3改良舗装事業についてであります。

本事業は、図面の左側の国道39号線と、それから瑞治地区の町道131号の交点から真っすぐ右側に進みまして、JR線を過ぎ、そして町道21号を経由し、町道130号の起点から報徳地区、旧峯さん宅までの延長2,990メートルと、さらに、右端のほうに行きまして、町道の561号道路、これは自衛隊の弾薬庫の前でございますが、この延長300メートルをあわせて、合計4路線、総延長3,290メートルの改良舗装工事でありまして、防衛補助を受け、平成12年度から23年度までの12カ年計画の2カ年国債事業等で整備し、今年度をもって完了する予定であります。

これまでに平成12年度から22年度までの11年間で実施設計、用地買収、一部暫定改良、改良舗装などを行っておりまして、今年度は22、23の2カ年国債事業等によりまして改良舗装でございます。

現在までに改良が3,076メートル、舗装が2,567メートル完了しております。本年度につきましては、図面の左側のところ、斜線で表示されている部分であります。町道131号道路の瑞治報徳地区の改良214メートル、それから舗装723メートルをそれぞれ行うものでございます。

財源内訳でありますけれども、国庫支出金10分の7.5の補助、補助残の50%が特別交付税で措置されることとなっております。

次に、5ページであります。美幌中学校移

転改修事業についてでございます。

本年4月より、町内にあります二つの道立高等学校が一つに統合されることに伴い、旧美幌高等学校跡地の無償譲渡を道から受け、平成24年4月より美幌中学校として使用するため施設の改修を行うものでございます。

図面の位置関係でありますけれども、下半分が校舎1階の平面図、上半分につきましては校舎2階から4階までの平面図となっております。図面の左側のほうが校舎の正門入り口付近という位置でございます。

事業の概要でありますけれども、ここに記載のとおりであります。この記載の中で太線で表示している部分が改修箇所でございます。

まず、図面の一番下でありますけれども、1階部分のところ、普通教室を金工室、準備室、機械室、木工室に、そして、その上の部分は給食用配膳スペース等プラットホームに、それから、1階部分の一番左下の部分、事務室から職員室へ、機械警備、火災報知器を移設し、その2階の部分につきましては、小会議室等を普通教室にそれぞれ改修し、また、1階から3階にかけてのトイレの改修ということで、これは和式から洋式にそれぞれ切りかえようとするものでございます。

財源につきましては、文科省の安全・安心な学校づくり交付金3分の1の補助金を充当することとなっております。

次に、6ページであります。美幌中学校グラウンド天然芝生化新設事業でございます。

この事業につきましても、旧美幌高校グラウンドの一部を芝生化するものでございます。5ページで御説明をした内容と同じ考えで実施するものでございますが、さらに、グラウンドの芝生化によりまして、良好な教育環境の充実と、生徒のけがの予防や周辺住宅への防塵対策などの効果も期待をしているところでございます。

工事の施工箇所でありますけれども、図面の中ほどで太い実線で表示しております、横が159メートル、縦が81メートルの四角に囲った部分でございます。この囲った全面

積1万2,879平方メートルの張芝工、それから、黒く網掛けをしている部分の137メートルの暗渠工、そして、この図面の下側のほうでありますけれども、3カ所に隣接をしているあさひ広場公園へ通ずるアクセス階段とスロープをそれぞれ設置するものでございます。

なお、この事業でありますけれども、独立行政法人日本スポーツ振興センターから5分の4の助成を受けて行うものでございますが、この助成の条件として、芝生化したグラウンドを休日等に学校解放事業として広く町民に開放することも条件となっております。したがって、広く町民の利用に資するために、隣接する多目的運動広場の有効活用を図って、町民のスポーツ振興も同時に図ろうとするものでございます。

以上、主要事業等について御説明をさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

○議長（小林 勲君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） それでは、事項別のほうへ移らせていただきます。

特別会計の説明に入らせていただきます。

特別会計の271ページでございます。

議案第25号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億5,403万6,000円と定めるものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

3、歳出について御説明申し上げます。

301ページをお開き願います。

歳出の一般事務費の5,911万4,000円の主なものとしては、6名の職員の人件費及びレセプト点検等の臨時職員2名の賃金と事務費等であります。

事務費等の中で昨年と変わった点について御説明申し上げます。

中段のほうになりますけれども、国民健康

保険円滑化推進業務委託料628万8,000円につきましては、本町の電算システムの更新、国保連合会からの23年の5月からレセプトオンライン化にあわせて、緊急雇用創出推進事業を活用し、データ更新、電算化に伴うレセプトデータの照合等を行うため、この事業を行うものであります。

その下の電算システムプログラム保守委託料88万8,000円、電算システム機器保守委託料28万1,000円及び電算機器借上料258万3,000円につきましては、庁用電算機10台分の経費であります。

次に、その下の道国保連合会負担金144万3,000円につきましては、平成23年度に新たに国保総合システム導入に伴う国保保険者ネットワーク負担金、ランニングコスト分ですけれども、45万5,000円の増額となっております。

305ページをお開き願いたいと思いません。

一番上の一般被保険者療養給付費16億570万円及びその下の退職被保険者等療養給付費1億2,042万4,000円ですが、高額な治療に係る給付費の増及び受診単価の増により、前年対比それぞれ4,312万2,000円の増及び2,785万6,000円の増となっております。

一番下の一般被保険者高額療養費1億9,934万1,000円につきましても、高額な受診件数の増及び受診単価の増により、前年対比1,542万8,000円の増となっております。

次に、311ページをお開き願います。

311ページの後期高齢者支援金2億8,489万6,000円につきましては、国が算定したゼロ歳から74歳までの現役世代の後期高齢者医療制度への負担する支援金でございます。

次に、313ページをお開き願います。

前期高齢者納付金45万5,000円及び前期高齢者関係事務費拠出金3万5,000円につきましては、65歳から74歳までの

前期高齢者について、各保険者間の医療費の財政調整制度に係る事務費の拠出金であります。

次に、315ページをお開き願いたいと思いません。

315ページの老人保健医療費拠出金100万円及び老人保健事務費拠出金2万円につきましては、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートに伴って、今までありました老人保健医療制度が廃止されましたが、廃止後5年間は過誤納の医療費の請求が見込まれることから拠出金を計上したところであります。

次に、317ページをお開き願いたいと思いません。

介護納付金1億2,467万4,000円につきましては、40歳から64歳までの2号被保険者に係る分を社会保険診療報酬支払基金に支払いするものであります。

次に、319ページをお開き願いたいと思いません。

高額医療費拠出金6,674万1,000円につきましては、高額な医療費の発生に伴い市町村保険者の急激な負担増となることから、分散を図り、保険者の財政運営の安定化を図るため国保連合会が行う事業でありまして、この伸びにつきましては医療費の伸びによります拠出金の増であります。

なお、拠出金のうち国が4分の1、道が4分の1を負担することになってございます。

その下の保険財政共同安定化事業拠出金3億207万6,000円につきましては、保険者間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり30万円を超え80万円までの医療費に対して、保険者の拠出金をもとに各都道府県の国保連合会が実施主体となるもので、今回の拠出金の伸びにつきましては、医療費の伸びで拠出金がふえております。

次に、321ページをお開き願いたいと思いません。

健康づくり推進費429万5,000円に

つきましては、健康相談、健康教育、啓蒙活動、脳ドック及び高齢者インフルエンザ負担等の事業推進に要する経費並びに事務費となっております。一般会計でも御説明申し上げましたが、脳ドックにつきましても、現行の年齢につきまして、35歳から70歳まででありましたけれども、23年度から対象年齢70歳の上限を撤廃し、拡充を図っているところでございます。

その下の特定健康診査等事業費923万6,000円につきましては、医療費の増大の要因であるメタボリックシンドロームを予防して生活習慣病の重症化を防ぐことを目的に、22年度から40歳から60歳までの5歳ごとの節目健診を今年度も無料として引き続き実施するとともに、23年度においては、集団の場合、従来の健診項目であります項目に、一般会計でも御説明申し上げましたとおり、心電図、眼底、クレアチニン、それから尿酸の4項目を追加し、拡充を図るとともに、金額についても、集団健診と同様に、個別健診の自己負担を1,500円から1,000円に引き下げ、充実を図ったところであります。

なお、特定健診等の受診率向上のため、自治会等を対象に保健師等が地域に出向き、説明会、個別訪問等を行う予定でございます。

歳出は以上であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、281ページをお開き願いたいと思います。

1、国民健康保険税6億8,646万9,000円につきましては、前年度対比で357万5,000円の減額であります。平成23年度において、課税限度額を、医療給付費分を現行50万円を51万円に、後期高齢者支援金分を現行13万円を14万円に、介護納付費分を現行10万円を12万円に値上げし、合計で現行73万円を4万円引き上げて77万円とするものでございます。

なお、課税限度額引き上げで598万9,000円の増を見込んでおりますが、一般会

計でも御説明申し上げましたとおり、給与所得者等の個人所得割の3%の減等により、あるいは後期高齢者の医療制度に移行する被保険者数が減になったことから、前年対比357万5,000円の減となっております。

次に、283ページをお開き願いたいと思います。

国庫支出金のうち一番下の出産育児一時金補助金40万円につきましては、先ほど条項でも説明しましたが、42万円に引き上げられましたけれども、これに対する今までの国庫補助制度が38万円から42万円に上げた4万円に対して2分の1補助することになっておりましたけれども、今年度はさらに2分の1ということで、4分の1になりましたことから40万円の減であります。最終的には24年度で、この補助金については廃止になる見込みであります。

285ページをお開き願いたいと思います。

285ページの療養給付費等交付金1億1,535万5,000円につきまして、退職者医療に係る費用のうち退職者分の保険税以外で賄うことができない費用について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

次に、289ページをお開き願いたいと思います。

道支出金の一番下の緊急雇用創出推進事業補助金628万8,000円につきましては、歳出で御説明申し上げました国民健康保険円滑化推進事業に伴う道補助金であります。

次に、291ページをお開き願いたいと思います。

保険財政共同安定化事業交付金3億309万5,000円につきましても、歳出で御説明した事業に係る交付金であります。

295ページをお開き願いたいと思います。

上から3行目の一般会計繰入金6,801万9,000円につきましては、国保事業の

運営に要する6名の人件費、事務費、出産育児一時金、国保財政安定化支援分の交付税措置されるものをルール分として繰り入れするものであります。

その下の国民健康保険基金繰入金1億3,326万7,000円につきましては、一般事務費の不足、保険税の不足等により補てんするもので、基金より繰り入れするものであります。

なお、22年度末基金残高につきましては3億3,853万7,000円でしたが、23年度末基金残高の見込みにつきましては2億656万8,000円の見込みでございます。

以上、国民健康保険特別会計を御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

次に、337ページをお開き願います。

議案第26号平成23年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,195万円と定めるものでございます。

第2項につきましては事項別明細書で御説明申し上げます。

355ページをお開き願います。

一番上の一般事務費1,470万8,000円の主なものにつきましては、職員の1名分の人件費と4台分の電算機器保守委託料、ソフト保守委託料及び電算機借り上げなどによる事務費であります。

357ページをお開き願いたいと思いません。

後期高齢者医療広域連合納付金2億2,646万6,000円につきましては、医療対象者が増加していることや保険料の低所得者等の軽減措置などにより、前年対比143万円の増額となっております。

歳出は以上であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、344ページをお開き願いたいと思いま

す。

一番上の後期高齢者医療保険料1億6,289万6,000円につきましては、歳出で御説明いたしましたが、低所得者等の軽減措置及び加入者の増により、前年対比92万5,000円の増額となっております。

347ページをお開き願いたいと思いません。

一般会計繰入金、事務費繰入金2,079万8,000円につきましては、広域連合への事務費負担金と町からの事務費分の繰入金でございます。

その下の保険基盤安定繰入金5,670万円につきましては、保険料の低所得者に対する2割、5割、7割の軽減分について、一般会計で収入される4分の3の道負担金に町の分の負担金4分の1を加えて一般会計から繰り入れするもので、低所得者等の軽減対象の増により、前年対比71万7,000円の増額となっております。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。よろしくお願いたします。

369ページをお開き願いたいと思いません。

議案第27号平成23年度美幌町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億5,710万4,000円と定めるものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

395ページをお開き願います。

一番上の一般事務費3,651万9,000円の主なものにつきましては、職員4名分の人件費、4台分の電算機器の保守委託料、ソフト保守委託料、電算機器借上料及び次期、平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画の策定に係る事務費等でございます。

398ページをお開き願いたいと思いません。

398ページの左側の一番上ですけれど

も、保険給付費全体で11億6,444万4,000円につきましては、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画をもとに、平成21年度及び平成22年の介護保険給付費及び介護認定者のサービス利用実績等から、前年対比1,359万2,000円の減となっております。

403ページをお開き願いたいと思います。

中段の高齢者一時保護措置費19万6,000円につきましては、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律により、虐待などの一時緊急保護に要する場合の費用を平成23年度から新たに20日分を計上してございます。

その下のほうですけれども、任意事業費の短期宿泊利用サービス委託料の187万2,000円につきましては、介護予防生活支援事業に基づく短期宿泊事業、いわゆるショートステイについて、介護保険認定を受けているけれども、介護保険制度上、利用上限日数を超えて引き続き短期宿泊を利用する場合において、町が負担しているところではありますが、前年度は100日分を計上してございましたけれども、実績等から今年度は250日分を計上していることから、増額となっております。

405ページをお開き願います。

一番上の配食事業運営委託料232万円につきましては、介護予防生活支援条例第4条に定める配食サービス事業であります。これにつきましても、利用者数の増により、前年度50人から60人に利用者がふえたということで、前年対比109万9,000円の増となっております。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、376ページをお開き願います。

歳入でありますけれども、介護保険料2億1,311万9,000円につきましては、介護保険の給付費1号被保険者、いわゆる65歳以上の者で、20%分として普通徴収、特

別徴収等を計上させていただいております。

次に、380ページからの国庫支出金、382ページの支払基金交付金、それから384ページの道支出金、それから389ページの介護費繰入金、それと、包括的支援事業・任意事業繰入金につきましては、補正予算でも説明申し上げましたけれども、これにつきましては、介護給付費がそれぞれ負担額が決まっております。それに基づいて、それぞれの負担の額でございます。前年度と制度的には大きく変わってございません。

次に、戻りまして389ページの下から2行目の介護保険基金繰入金2,600万2,000円につきましては、保険料を第3期と同額に据え置くことと介護保険会計の財政調整をするため、基金から繰り入れを行うものであります。

一番下の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金43万2,000円につきましては、保険料の急激な上昇を抑えるため、平成20年度から23年度までの分として国から交付された956万9,000円のうち、3年目に当たりますので、23年度においては残額の43万2,000円全額を繰り入れするものでございます。

介護保険特別会計は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小林 勲君） 暫時休憩をいたします。

再開は、14時20分といたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（小林 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

順次、提案者から説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（部田貴好君） 公共下水道特別会計について御説明申し上げます。

予算書の421ページであります。

議案第28号平成23年度美幌町公共下水道特別会計予算についてを御説明申し上げます。

す。

平成23年度美幌町の公共下水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,879万1,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細で御説明いたします。

債務負担行為。

第2条、債務負担行為については、「第2表 債務負担行為」で御説明申し上げます。

地方債。

第3条、地方債につきましては、「第3表 地方債」で御説明申し上げます。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、6億円と定める。

次に、424ページをお開きください。

第2表、債務負担行為であります。

土木積算システム機器借上料、限度額が109万円とするものであります。平成19年8月に導入しました土木積算システムの機器1台を更新するものであります。

第3表、地方債であります。

起債の目的であります。初めに、公共下水道事業、限度額が570万円であります。公共汚水柵設置工事10カ所分と長寿命化計画策定業務委託、及び汚水管移設実施設計委託料であります。充当率は、公共下水道債100%であります。

その下、下水道資本費平準化債、限度額が1億9,150万円であります。平準化債は、施設整備に投資しました起債の償還を耐用年数に沿って平準化し、単年度の負担軽減を図る目的で借り入れするものであります。

その下、公共下水道事業特別措置分、限度額が5,250万円あります。特別措置分は、繰出基準が借り入れしました元利償還の70%が交付税措置されていたものが60%に減額され、その差分が特別措置として認め

られたものであります。合計が2億4,970万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還方法は、記載のとおりであります。

次に、歳出から御説明しますので、444ページ、445ページをお開きください。

3、歳出。

1款1目1、一般事務費の中、一般職給1,410万6,000円から職員共済費等450万6,000円までであります。職員4名分の人件費等であります。

上から8行目、業務等委託料の中、使用料収納事務委託料2,026万6,000円でありますけれども、下水道使用料の賦課徴収業務を水道事業会計に委託しておりますので、全体調定件数に対する下水道調定件数の割合48.15%を委託料として水道事業会計に支払うものであります。

この欄の下、公課費1,182万円ありますが、下水道使用料等の仮受消費税と工事請負費等の仮払消費税の精算行為により納付すべき消費税であります。

その下、終末処理場維持管理事業費の中、修繕料1,372万1,000円ありますが、供用開始から29年が経過していることから、処理場に係る機器類の修繕と管理車及び運搬車の車検整備に係る整備費用であります。

一番下、産業廃棄物処理委託料1,449万円ありますが、汚泥脱水ケーキの処分を佐呂間町にあります民間の処理施設へ運搬処分しておりますので、その処分費であります。

次のページであります。

上から2行目、処理場維持管理業務委託料1億2,353万3,000円ありますが、18名分の人件費を含む終末処理場の維持管理業務委託料であります。

この欄の2、管渠維持管理事業費の中、修繕料530万円ありますが、マンホール16カ所、公共汚水柵25カ所、雨水柵3カ所等のほか、美芳地区、日の出地区の汚水柵取

りつけ管の修繕料であります。

次に、3目建設費の中、道道北見端野美幌線污水管移設実施設計委託料300万円がありますが、花見橋付近の污水管を移設するために必要な実施設計であります。

この欄の一番下、工事請負費、公共污水樹設置工事270万円がありますが、公共污水樹10カ所分の設置工事費であります。

次のページであります。

2款、元金償還金5億3,121万3,000円と、その下、利子償還金1億4,745万6,000円がありますが、平成22年までに借り入れしました起債の元金と利子の償還金であります。

次に、歳入について御説明しますので、430ページ、431ページをお開きください。

2、歳入。

上から2行目、一般会計負担金2,605万6,000円がありますが、し尿処理を下水処理場で行っていきまして、処理経費の13.8%を負担していただくものであります。

次のページであります。

2款下水道使用料3億7,079万7,000円がありますが、現年度分の調定額3億7,287万1,000円に対し、収納率を平成23年見込みで98.9%の3億6,877万円とし、過年度分の調定額862万7,000円に対し、収納率を平成23年見込みで23.5%の202万7,000円の合計であります。

次のページであります。

3款1目、公共下水道事業費補助金1,000万円がありますが、長寿命化計画策定のための補助金でありまして、事業費2,000万円の補助率2分の1であります。

4款1目、一般会計繰入金3億834万4,000円がありますが、下水道事業の財源不足を一般会計からの繰り入れで補うものであります。

2ページ飛びまして、440ページ、44

1ページであります。

6款2項、上から2行目、水洗便所改造等資金貸付金償還金53万円ではありますが、今年度貸し付けを予定しています2戸分の預託金の償還金であります。

次のページ、7款町債につきましては、第3表、地方債で御説明いたしましたので、省略させていただきます。（発言する者あり）

大変申しわけありません。第3表、地方債の中で長寿命化計画を含んでいるということで申しあげましたけれども、長寿命化計画は含んでいないということでございますので、訂正させていただきます。

次に、個別排水処理特別会計について御説明申し上げます。

予算書の461ページであります。

議案第29号平成23年度美幌町個別排水処理特別会計予算についてを御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の個別排水処理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,832万7,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債。

第2条、地方債につきましては、「第2表地方債」で御説明申し上げます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

次に、464ページであります。

第2表、地方債であります。

起債の目的であります。個別排水処理施設整備事業、限度額が2,980万円あります。今年度は11戸を予定しております。下水道債につきましては充当率が100%、辺地債につきましては2戸を予定しております。充当率は70%の2分の1であります。

次に、歳出から御説明しますので、480ページ、481ページをお開きください。

3、歳出。

一般事務費の中、上から7行目、公共下水道特別会計負担金290万2,000円がありますが、職員1名が個別と下水の両会計の事務を行っていきまして、人件費の40%を下水道会計に支払うものであります。

この欄の下、貸付金119万円ではありますが、水洗トイレ改造資金の貸付金で、4戸の貸付戸数を見込み計上しております。

次に、2目、維持管理事業費の中、修繕料234万4,000円ではありますが、浄化槽の上ぶたの交換及び放流管等の修繕による費用であります。

この欄の下、清掃業務委託料722万3,000円ではありますが、浄化槽の検査の際、浄化槽内の污泥をくみ取り、槽内を洗浄するための委託料であります。

次、3目建設事業費の中、工事請負費、個別浄化槽設置工事3,234万8,000円がありますが、今年度予定しております5人槽1戸、7人槽5戸、10人槽5戸の計11戸分の工事費であります。

次のページであります。

元金償還金1,468万1,000円、その下、利子償還金858万3,000円がありますが、平成22年度までに借り入れしました起債の元金と利子の償還であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、468ページ、469ページをお開きください。

2、歳入。

1款1目、個別排水処理施設受益者分担金211万7,000円ではありますが、今年度予定しております5人槽1戸、7人槽5戸、10人槽5戸の計11戸分の受益者分担金であります。

次のページであります。

個別排水処理施設使用料1,649万6,000円ではありますが、平成22年度までに設置しました240戸分と平成23年度に予定

しております11戸分の使用料であります。

次のページであります。

3款一般会計繰入金2,831万1,000円ではありますが、個別排水処理会計の財源不足を一般会計で補っていただいているものであります。

2ページ飛びまして、476ページ、477ページであります。

5款2項、上から2行目、水洗便所改造等資金貸付金償還金119万円ではありますが、歳出のところでも御説明しましたが、今年度の預託金の償還金であります。

その下、3目消費税還付金40万円ではありますが、工事費に上乗せして支払う消費税と使用料に上乗せしていただく消費税の差分が還付金として戻ってくるものであります。

次のページ。

6款町債につきましては、第2表、地方債で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

次に、水道事業会計について御説明申し上げます。

予算書の491ページであります。

議案第30号平成23年度美幌町水道事業会計予算についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、平成23年度美幌町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

給水戸数は8,839戸でありまして、平成22年度当初より7戸ふやして計上しております。

年間総給水量は199万9,000立米でありまして、これも平成22年度当初より5,000立米ふやして計上しております。

1日平均給水量は5,477立米でありまして、これも平成22年度当初より14立米をふやして計上しております。

主要な建設事業につきましては、資本的収入及び支出で御説明申し上げます。

給水戸数、総給水量及び1日平均給水量、それぞれ昨年より増となっておりますのは、使用件数の増によるものと使用実績がふえていることからであります。

収益的収入及び支出、第3条と、次のページ、資本的収入及び支出、第4条につきましては、予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

企業債。

第5条、起債の目的であります。初めに、水道管路整備事業、限度額が3,950万円です。給水工事は、配水管新設工事2路線、配水管布設替補償工事2路線の計4路線です。

なお、充当率は、企業債100%です。

また、配水管補償工事2路線で、配水管の残存価格分として、補償費1,470万円が収入として見込まれることから、それを差し引いた額を計上しております。

二つ目、水道未普及地域解消事業、限度額が2,120万円です。豊幌地区水道未普及解消のための水道施設整備費でありまして、補助金と一般会計出資債を差し引いた額を計上しております。

合計で6,070万円です。

なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては、記載のとおりです。

次のページです。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、他会計からの補助金、第8条、たな卸資産購入限度額、第9条につきましては、記載のとおりです。

次のページです。

予算実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出の収入です。

1款1目、給水収益4億1,500万円で

ありますが、平成22年度当初より500万円を増額し、10万6,065件分の計上です。件数と給水量がふえましたのは、平成21、22年度の実績に基づいたものです。

2行下、給水工事手数料431万円ですが、給水工事179件の設計審査手数料と完成検査手数料でありまして、新設が94件、改造40件、撤去45件の計179件分です。

その3行下、4目、雑収益の中、下水道使用料賦課徴収受託料2,026万6,000円ですが、下水道使用料の賦課徴収業務を水道事業会計で受けており、対象経費を調定件数割合の48.15%いただくものです。

その下、他会計負担金の中、公共施設無償給水経費負担金25万7,000円ですが、道路、公園にあります給水施設使用料を一般会計から負担していただくものです。

3行下、その他雑収益の中、下水道排水設備業務負担金326万8,000円ですが、下水道排水設備の業務を水道会計で行っており、施設者の人件費の25%と排水設備台帳の管理システム使用料の負担金です。

次のページです。

収益的収入及び支出の支出です。

1款1目原水及び浄水費につきましては、浄水場に係る経費と嘱託職員1名と臨時職員4名分の人件費を含む予算を計上しております。

このページの中ほど、委託料の中、浄水場機械計装設備点検委託料106万9,000円ですが、浄水場の計装設備の延命を図るための保守点検委託料です。

この欄の下、導送水管路調査委託料20万円ですが、基幹管路の仕切弁が土砂で埋まっていてわからないために、維持管理上支障があることから、それを調査するために新たに予算化するものです。

次のページであります。

2目配水及び給水費につきましては、施設主査と施設担当1名の人件費を含む予算を計上しております。

このページの中ほど、委託料の中、量水器検満取替委託料2,941万2,000円ありますが、計量法によります8年ごとに量水器を取りかえるもので、今年度は1,542個を予定しております。今回、JIS規格を引用する特定計量法検定検査規則の改正省令が平成17年3月30日付で交付され、周知期間をかんがみ、施行を平成17年10月1日から型式の承認、検定が実施されることになりました。制定されたJIS規格は、国際規格に準拠した工業規格として制定され、現在使用しております旧型式品の製造期限が平成23年3月31日までであることから、平成23年度より対象分を新基準のメーターに交換するものであります。

次のページであります。

3目業務費であります。営業担当4名分と臨時筆生1名分の人件費と、個人委託している検針員の経費であります。

このページの中ほど、委託料の中、検針業務委託料371万3,000円ありますが、平成19年から検針業務を市外地区と郊外地区に分けて各月検針しておりまして、おおむね1カ月、市外地区8,400件を2名で、郊外地区1,600件を1名の個人委託方式で検針し、さらには1,350件の納付書配布の委託料であります。

その下、手数料の中、料金収納事務等手数料254万2,000円ありますが、金融機関及び郵便局口座振替手数料とコンビニ収納手数料であります。

次に、下の段、4目総係費であります。水道主幹1名分の人件費を含む予算であります。

次のページであります。

上から5段目、5目有形固定資産減価償却費1億3,834万1,000円ありますが、水道施設の固定資産の減価償却費であり

ます。資産としては年々償却されますので、平成22年当初より236万9,000円の減額となるものであります。

次に、5段下、2項、企業債償還利息4,315万9,000円ありますが、昨年より減額となっております。その要因でありましたが、低金利借りがえ債の影響であります。

次のページであります。

資本的収入及び支出の収入であります。

1款1目企業債6,070万円ありますが、第5条、企業債のところで御説明いたしましたので、省略させていただきます。

その下、簡易水道等施設整備事業補助金3,092万円ありますが、豊幌地区水道未普及地域の送水管及び水道施設整備の補助金であります。

その下、3項1目、水道管路整備工事負担金1,470万円ありますが、道道2路線の道路工事に伴います配水管布設替工事の補償費であります。

次のページであります。

資本的収入及び支出の支出であります。

1款1目浄水配水設備費であります。施設担当職員1名と臨時職員1名分の人件費を含む予算であります。

このページの中ほどにあります工事請負費につきましては、後ほど参考資料で御説明いたします。

その下、2目業務設備費の中、量水器費等375万円ありますが、新設用量水器、量水器筐、伸縮式ボックスと止水栓筐を計上しております。

続きまして、工事請負費関係を参考資料で御説明いたしますので、参考資料の7ページをお開きください。

水道管路整備事業であります。

工事の概要ですが、地図番号①、図面の左上になりますけれども、美禽の道道248号嘉多山美幌線であります。道道嘉多山美幌線の道路の拡幅工事に伴いまして、配水管の布設がえ工事を行うものであります。バイパスの南側になりますけれども、管径について

は、ポリエチレン管50ミリとダクタイトル鑄鉄管75ミリ、延長が228メートルであります。

地図番号②、図面の右側、中ほどになります。稲美の町道第437号道路であります。町道第437号道路の改良舗装工事に伴いまして、配水管の布設がえ工事を行うものです。美園団地の北側でして、高さん宅から盛合さん宅の間になります。管径がダクタイトル鑄鉄管100ミリ、延長が212メートルであります。

地図番号③、図面の左側になります。中ほどになりますけれども、美禽の道道122号、北見端野美幌線であります。道道北見端野美幌線の歩道造成拡幅工事に伴いまして、配水管布設がえ工事を行うものであります。町道第649号道路から元村さん宅付近までになります。管径がダクタイトル鑄鉄管150ミリと100ミリ、延長が832メートルであります。

地図番号④、図面の中央の下側になります。野崎の町道第758号道路であります。町道第758号道路の改良舗装工事に伴いまして、配水管の布設がえ工事を行うものであります。

野崎の及川さん宅から瀬尾さん宅の間になります。管径がダクタイトル鑄鉄管100ミリと75ミリ、延長が288メートルであります。

なお、地図番号①と③の布設がえ工事につきましては、補償費の対象となっております。

特定財源充当につきましては、企業債充当率100%と補償費であります。

次に、参考資料の8ページを見ていただきたいと思ひます。

水道施設整備事業であります。

事業の概要ですが、図面番号①番の日並浄水場であります。図面の右側になります。設置後、耐用年数が経過し、信頼性の確保が難しく、故障時の備品調達も困難な状況にあるために新たな機器の整備を図るもので、着

水流量計整備のレンジ流量計300ミリ1台と急速濾過池の浄水器用カバー一式の整備を図るものです。

図面番号②番の美禽送水流量計であります。図面の左側上になります。これも同じく耐用年数が経過し、新たな機器に取りかえるため、送水流量計のレンジ流量の75ミリ1台の整備を図るものであります。

図面番号③番の高区加圧ポンプ場ですが、図面左側の中ほどになります。これも同じく耐用年数が経過して、電気計装設備、動力盤、インバーター装置ほかの改修を行うものであります。

次に、参考資料の9ページを見ていただきたいと思ひます。

水道未普及地域解消事業であります。

事業の概要ですが、全体計画が平成22年度から平成24年度までの3年計画で、今年度が2年目であります。

図面番号①番の送水管新設であります。図面の中ほどになります。町道第822号道路の美富の40線から豊幌の旧上美幌小学校まで、ダクタイトル鑄鉄管75ミリの送水管を新設するもので、延長が1,086メートルであります。これは、補助事業であります。

図面番号②、豊幌加圧ポンプ所ですが、同じく旧上美幌小学校グラウンド内に鉄筋コンクリート造の配水池を設置するものであります。容量は、82.5立米であります。また、配水池の上にコンクリートブロック造にて平屋建てのポンプ室を設置するものであります。面積は95平米、1棟であります。これも補助事業であります。

図面番号③、集落加圧ポンプ所ですが、図面の真ん中になります。美富にあります既設の集落加圧ポンプ所に未普及地域へ送水するために加圧ポンプ75ミリ2台を設置するとともに、それにかかわる電気計装設備一式を整備するものであります。この分は単独事業となります。

特定財源の内訳ですが、左下に記載のとおり、補助金は10分の4、企業債の充当率は

100%であります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（小林 勲君） 病院事務長。

○病院事務長（大江勇司君） 予算書の521ページをお開き願いたいと存じます。

議案第31号平成23年度美幌町病院事業会計予算について御説明をいたします。

総則。

第1条、平成23年度美幌町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

病床数は、99床。

年間患者数は、入院、408人増の2万8,908人、外来、680人減の5万200人。

1日平均患者数は、入院で1人増の79人、外来で3人減の205人。

主要な建設改良事業は、診療用医療備品購入で1億6,028万3,000円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

病院事業収益は、16億1,000万9,000円。

病院事業費用は、17億9,581万7,000円を見込んでおります。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入が資本的支出額に対し不足する額3,479万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。

次のページをお開きいただきたいと存じます。

資本的収入は、2億2,961万5,000円。

資本的支出は、2億6,440万7,000円を計上しております。

債務負担行為。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めるといふことで、生体情報モニター、手術室用であります。床頭台、いわゆるベッドサイドのキャビネットであります。両方とも平成12年導入の更新であります。平成23年度から28年度までの5年リースでございます。

企業債。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるといふことで、起債の目的は、医療機器等更新事業、限度額は1億6,020万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。後年度、元利償還額のおおむね4分の1が交付税措置される見込みでございます。

一時借入金。

第7条、一時借入金の限度額は、4億円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条につきましては、職員給与費、給与、手当、共済費の計で7億9,504万円、交際費30万円でございます。

右のページ、他会計からの補助金。

第9条、他会計からこの会計へ受ける補助金額は、次のとおりと定めるといふことで、一般会計の一番上、医師等研究研修費補助につきましては、医業費用の研究・研修費から手術支援の謝金を除いた額の2分の1でございます。

基礎年金拠出金及び子ども手当経費につきましては、ルールでございます。

国保会計につきましても、昨年同様、国保直診施設の保険事業実施による補助でございます。

たな卸資産購入限度額は、第10条、2億790万円と定めるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。

予算実施計画書及び説明書。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1項の医業収益。

525ページが一番上、入院収益でございますけれども、入院患者数、単価とも増を見込み、前年対比1,325万2,000円増の7億571万6,000円を計上いたしました。

次の段、2目の外来収益。

患者数は減でございますけれども、単価の増を見込み、前年対比1,424万3,000円増の6億2,309万9,000円を計上いたしております。

3目その他医業収益は、174万円の減でありますけれども、公衆衛生活動収益で、予防接種料でインフルエンザのワクチンが、新型、それと季節型の2種類であったものが1種類になったということで、減を見込んでおります。227万5,000円の減となっているものでございます。

その下から2段目、一般会計負担金は、ルール分としての繰り入れでございまして、救急医療の確保に要する経費及び小児救急に要する経費につきましては交付税措置額、医師確保に要する経費につきましては医師募集に係る費用の全額でございまして。

次のページをお開きいただきたいと存じます。

医業外収益。

527ページ、預金等利息の次でありますけれども、一般会計補助金と次の国保会計補助金については第9条で御説明させていただきました。

その下、一般会計負担金1億4,875万5,000円。4,467万2,000円の増でありますけれども、4番目の不採算地区病院の運営に要する経費につきましては、平成25年度までは6,732万円を交付税措置されるということが決まっているということから当初予算に計上したものでございます。

一番下の緊急雇用対策事業負担金319万1,000円につきましては、栄養士の雇用に係る費用全額を緊急雇用対策事業として収入するものでございます。

そのほかはルール繰り入れでございます。

一番下の欄、その他医業外収益の1番目、住宅使用料につきましては、医師住宅1戸の増を見込んでおります。

その次の売店等使用料につきましては、理容所の撤去により減となっているものでございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。

支出でございます。

1項医業費用でございます。

529ページ、給与費の給料3億6,320万2,000円でございますが、前年度に比べまして医師1名増、准看護師が2名減、全体では1人減の80人分を計上しております。

手当につきましては、同様の理由でございます。

賃金につきましては、臨時職員につきましては、准看護師2名の増で35人分を計上しております。

下から2段目の材料費であります。医療消耗備品費449万9,000円でございますが、診療用消耗備品399万9,000円につきましては、医事システムの増設、輸液ポンプ、シリンジポンプなど病棟用の消耗品の購入費用ということで増になっているものでございます。

経費でございますけれども、次のページをお開きいただきたいと存じます。

上から3段目でございまして、消耗備品費220万円でございますけれども、病院一般用消耗備品等ということで、事務什器、院内携帯電話、地デジ化に要する経費等を見込んで80万円増となっているものでございます。

一つ飛びまして、燃料費につきましては、A重油の単価アップにより216万5,000円増となっております。

修繕費805万円につきましては、前年度は透析に係る改修というものがございましたけれども、本年度はここに計上しておりません。

ので300万円の減となっているものでございます。

一番下、賃借料6,021万1,000円は、2,463万3,000円の減でございますけれども、説明欄の4番目、医療機器等借上料4,505万6,000円となっております。リース期間が満了したことにより、前年に比べ2,465万2,000円減となっているものでございます。

医師住宅借上料774万円につきましては、マンション6戸分、1戸建て2戸分の借上料でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

委託料でございます。1億4,973万5,000円、702万9,000円の増でございますけれども、医療器械等保守管理委託料で、CTが上位機種ということによります保守費用の増ということで472万6,000円の増でございます。

この欄の5番目の廃棄物投棄等委託料につきましては、感染性廃棄物の増によりまして157万9,000円の増となっております。

二つ飛びまして雑費、198万5,000円、72万6,000円の増でございますけれども、広告料でインターネットによる医師募集の費用を見込んでおり、増となっているものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

資産減耗費、535ページの2番目になりますが、固定資産除却費436万9,000円でございますけれども、CT、それから給食の配膳車、採血準備システムの更新に伴い、残存価格を費用化するものでございます。

中ほど、医業外費用の企業債償還利息につきましては、4,593万5,000円となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございます。

収入でありますけれども、一般会計出資金といたしまして6,941万5,000円でございます。償還元金の3分の2相当額を出資いただくものでございます。

企業債1億6,020万円、これは、起債により医療機器の更新等を行おうとするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出でございます。

器械及び備品購入費1億6,028万3,000円でございますが、診療用医療備品としまして、医事システムの増設6台、看護必要度システムの導入。12年度購入の機器更新といたしまして、CT撮影装置、除細動器、透析監視装置、採血管準備システム、赤血球沈降速度測定装置、眼科エコー装置、上部消化管ビデオスコープ。

以上の購入を起債により行おうとするものでございます。

その下、企業債償還金は、1億412万4,000円でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林 勲君） 議案の説明が終わりましたので、各会派で疑問点等を整理するために、暫時休憩をいたします。

再開は、15時50分といたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（小林 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎延会の議決

○議長（小林 勲君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに
決定しました。

◎延会宣告

○議長（小林 勲君） 本日は、これで延会
いたします。

午後 3時51分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員